

# 相模原市地域防災計画（修正案） 新旧対照表

相模原市地域防災計画の修正についてに記載した主な修正点の該当箇所に網掛けをしております。

	変更前	(案) 変更後
全ページにおいて、対象の文言の修正を予定しています。	<p>東海地震 東海地震注意情報 東海地震予知情報 東海地震予知情報等</p>	<p>削除 南海トラフ 南海トラフ地震臨時情報</p> <p>前後の文章を含め、適切な形になるよう修正します。</p>
	<p>(株)ジェイコム <u>イースト</u></p>	<p>(株)ジェイコム <u>湘南・神奈川</u></p>
	<p>富士急 <u>山梨</u>バス株式会社</p>	<p>富士急バス株式会社</p>
	<p><u>相模原道路安全施設業協同組合</u></p>	<p>&lt; 削除 &gt;</p>
	<p>京王バス <u>南</u>(株)</p>	<p>京王バス(株)</p>
	<p><u>百貨店</u></p>	<p><u>商業施設</u> 消防法に基づき記載されている部分は「百貨店」のままとします。</p>
	<p>医療救護</p>	<p><u>保健</u>医療救護 「医療救護班」については、災害対策本部要綱等に定められていることもあることから、修正なしとします。</p>

編		頁	変更前	変更後 (案)
予	-	7	第1款 総則 第1章 地域防災計画の方針 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1 市 <略> (12) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示 (緊急)及び誘導	第1款 総則 第1章 地域防災計画の方針 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1 市 <略> (12) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示 (緊急)の発令及び避難誘導
予	-	9 10 12	第2章 自助・共助・公助の基本及び防災関係機関の処理すべき 事務又は業務の大綱 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 4 指定公共機関 <略> (9) 東京ガス株式会社(神奈川導管事業部)  5 指定地方公共機関 <略> <u>&lt;新規&gt;</u>  6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 <略> <u>&lt;新規&gt;</u>	第2章 自助・共助・公助の基本及び防災関係機関の処理すべき 事務又は業務の大綱 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 4 指定公共機関 <略> (9) 東京ガス株式会社(神奈川導管事業部 <u>神奈川計画推進 部</u> )  5 指定地方公共機関 <略> <u>(8) 株式会社ジェイコム湘南・神奈川 災害情報等の放送</u>  6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 <略> <u>(28) 神奈川県土地改良事業団体連合会 ア 農地及び農業用施設の被害状況調査及び緊急措置、応急復旧 に係る助言等 イ 農地及び農業用施設の災害査定設計業務</u>

編		頁	変更前	変更後 (案)
予	-	15	<p>第3章 市の概要 第1節 自然的条件 3 気候</p> <p>市内の気候は、寒暖の差があまり小さくなく、夏に雨が多く、冬は乾燥する。<u>平成31年</u>の気候（消防局観測値）は、最高気温36.9（消防局）、最低気温-4.3（津久井消防署）で、年平均気温は16.3（消防局）及び14.8（津久井消防署）であった。また、年間降水量は2,180.0mm（消防局）及び2,090.5mm（津久井消防署）であった。</p> <p><u>相模原市消防局（中央区中央）で観測された過去25年間の日降水量の最大は、1991年（平成3年）9月19日の350mm、時間雨量の最大は、2008年（平成20年）8月29日の96.5mmで、年間平均降水量は1,852.9mmである。</u></p> <p>また、平成26年2月14日から15日までの降雪では、消防局で56cm、緑区の中山間地の一部で100cmを超える積雪を観測している。</p>	<p>第3章 市の概要 第1節 自然的条件 3 気候</p> <p>市内の気候は、寒暖の差があまり小さくなく、夏に雨が多く、冬は乾燥する。<u>令和元年</u>の気候（消防局観測値）は、最高気温36.9（消防局）、最低気温-4.3（津久井消防署）で、年平均気温は16.3（消防局）及び14.8（津久井消防署）であった。また、年間降水量は2,180.0mm（消防局）及び2,090.5mm（津久井消防署）であった。</p> <p><u>相模原市消防局（中央区中央）では令和元年10月12日に361.5mm、また鳥屋出張所では同日に713.0mmを観測している。</u></p> <p>また、平成26年2月14日から15日までの降雪では、消防局で56cm、緑区の中山間地の一部で100cmを超える積雪を観測している。</p>
予	-	16	<p>第3章 市の概要 第2節 社会的条件 1 人口</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>その後、津久井地域との合併を経て、令和2年1月1日現在、327,512世帯、722,796人となっている。年齢別では、年少人口（15歳未満）が<u>11.7%</u>、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が<u>62.1%</u>、高齢人口（65歳以上）が<u>26.2%</u>となっている（<u>平成29年</u>1月1日現在）。このうち、外国人住民は15,811人であり、市域人口の2.2%を占める。</p> <p>なお、平成27年国勢調査における市内の昼夜間人口比は88.3%で、昼間人口は夜間人口よりも1割以上少ない。</p>	<p>第3章 市の概要 第2節 社会的条件 1 人口</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>その後、津久井地域との合併を経て、令和2年1月1日現在、327,512世帯、722,796人となっている。年齢別では、年少人口（15歳未満）が<u>12.0%</u>、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が<u>62.4%</u>、高齢人口（65歳以上）が<u>25.6%</u>となっている（<u>令和2年</u>1月1日現在）。このうち、外国人住民は15,811人であり、市域人口の2.2%を占める。</p> <p>なお、平成27年国勢調査における市内の昼夜間人口比は88.3%で、昼間人口は夜間人口よりも1割以上少ない。</p>

編		頁	変更前	(案) 変更後
予	-	16	<p>第3章 市の概要 第2節 社会的条件 2 交通 (1) 道路 &lt;略&gt; 平成27年3月31日現在、主要地方道及び一般県道は31路線で総延長約190km、市道は10,515路線で総延長約2,160kmである。</p>	<p>第3章 市の概要 第2節 社会的条件 2 交通 (1) 道路 &lt;略&gt; 令和2年3月31日現在、主要地方道及び一般県道は31路線で総延長約190km、市道は10,757路線で総延長約2,183kmである。</p>
予	-	23	<p>第4章 被害想定 第2節 地震被害の想定 2 アセスメントによる被害想定 (4) ライフライン被害 &lt;略&gt; (表下 書き) &lt;新規&gt;</p>	<p>第4章 被害想定 第2節 地震被害の想定 2 アセスメントによる被害想定 (4) ライフライン被害 &lt;略&gt; (表下 書き) 都市ガスについては、ガス供給体制の強靱化が図られ、平成26年の防災アセスメント調査時より、早期の供給再開が可能となっている。</p>
予	-	26	<p>第4章 被害想定 第3節 風水害の危険性 1 風水害(水害及び土砂災害)の履歴 &lt;略&gt; 2 土砂災害の危険性 (1) 土砂災害の発生地域 相模原市西部では人家が少ないため人的被害数は少ないが、急傾斜の斜面に敷設された道路ののり面での崩落や落石、山地斜面の崩壊などが発生している。</p>	<p>第4章 被害想定 第3節 風水害の危険性 1 風水害等の履歴 &lt;略&gt; 2 土砂災害の危険性 (1) 土砂災害の発生地域 相模原市西部では、急傾斜の斜面に敷設された道路ののり面での崩落や落石、山地斜面の崩壊などが発生している。</p>

編		頁	変更前	変更後 (案)
予	-	27	<p>第4章 被害想定 第3節 風水害の危険性 3 水害の危険性 (2) 河川の氾濫による浸水想定区域 神奈川県では、水防法による洪水予報河川(相模川中流)と水位周知河川(境川、鳩川の一部、串川、道保川)及びその他の河川(道保川、道志川)の氾濫をシミュレーションし、浸水想定区域を指定、公表している。 神奈川県は、水防法による洪水予報河川や水位周知河川等について、「河川整備の目標とする降雨」(計画規模降雨)により河川が氾濫した場合に、想定される浸水の範囲と水深を表した洪水浸水想定区域図を平成21年までに作成、公表していた。 しかし、近年では、これまでの想定を上回る豪雨が発生していることから、平成27年5月に水防法が改正され、「河川整備の目標とする降雨」(計画規模降雨)から「想定しうる最大規模の降雨」(想定最大規模降雨)に高められたことから、神奈川県において、洪水浸水想定区域図の見直しがされ、相模原市では令和元年8月までに対象河川の見直しが全て完了している。</p>	<p>第4章 被害想定 第3節 風水害の危険性 3 水害の危険性 (2) 河川の氾濫による浸水想定区域 水防法に基づき、県は、洪水予報河川及び水位周知河川に道志川を加えた6河川について、おおむね1,000年に1回程度発生する「想定し得る最大規模の降雨」を対象とした浸水想定区域を公表している。 それぞれの最大浸水深は、相模川は約10m、境川は約5m、鳩川、道保川は約6m、串川は約5m、道志川は約4mの浸水が想定されている。 なお、近年国内では、1時間に100mmを超えるようなこれまでの想定を上回る豪雨が発生していることから、平成27年5月に水防法が改正され、「河川整備の目標とする降雨」(計画規模降雨)から「想定しうる最大規模の降雨」(想定最大規模降雨)に高められたことから、神奈川県において、洪水浸水想定区域図の見直しがされ、相模原市では令和元年8月までに対象河川の見直しが全て完了している。</p>
予	-	29	<p>第5章 防災戦略 &lt;略&gt;</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
予	-	30	<p>第2款 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 6 市街地整備事業 都市建設局(まちづくり事業部・広域交流拠点推進部)は、特定保留区域、再開発促進区域、都市再生緊急整備地域などの、市街地整備事業を優先的に進めることとされた地区において、市街地の面的な整備や、堅固な共同建築物の建設を推進・促進すると共に、道路や公園、下水道等の公共施設の整備を行い、災害に強い都市構造の形成に努める。</p>	<p>第2款 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 6 市街地整備事業 都市建設局(まちづくり事業部・広域交流拠点推進部)は、特定保留区域、再開発促進地区、都市再生緊急整備地域などの、市街地整備事業を優先的に進めることとされた地区において、市街地の面的な整備や、堅固な共同建築物の建設を推進・促進すると共に、道路や公園、下水道等の公共施設の整備を行い、災害に強い都市構造の形成に努める。</p>

編		頁	変更前	(案) 変更後
予	-	32	<p>第2章 施設構造物・設備の安全化  第1節 都市施設等の防災対策  4 都市ガス施設の防災対策  東京ガス(株)は、主要施設への緊急遮断弁装置と各戸へのマイコンメーターの設置完了に伴い、ガス導管の耐震高度化、ブロックごとの供給維持のための対策を推進する。  <u>&lt;新規&gt;</u></p>	<p>第2章 施設構造物・設備の安全化  第1節 都市施設等の防災対策  4 都市ガス施設の防災対策  東京ガス(株)は、主要施設への緊急遮断弁装置と各戸へのマイコンメーターの設置完了に伴い、ガス導管の耐震高度化、ブロックごとの供給維持のための対策を推進する <u>とともに、次のとおり施設構造物・設備の安全化を図る。</u>  <u>(1)大地震発生時にガスの供給を自動的に遮断する仕組みを推進する。</u>  <u>(2)供給エリアを複数のブロックに分け被害の大きいブロック(地域)のみを遠隔で遮断する仕組みを設け、ガス供給停止地域を最小限に抑えながら二次被害を未然に防ぐ。</u></p>

編		頁	変更前	(案) 変更後
予	-	33	第2章 施設建造物・設備の安全化 第1節 都市施設等の防災対策 8 下水道施設の防災対策 (2) 管きよの耐震化 重要な幹線等の管きよについては、 <u>耐震補強を図るとともに新設する。</u> <u>幹線については、マンホールと管きよの接続部に可とう性のある継ぎ手を使用する。</u> <u>その他の管路については、管きよ継ぎ手等の対策を講ずる。</u>	第2章 施設建造物・設備の安全化 第1節 都市施設等の防災対策 8 下水道施設の防災対策 (2) 管きよの耐震化 重要な幹線等の管きよについては、 <u>新耐震基準に基づき耐震補強を図る。</u>
予	-	34	第2章 施設建造物・設備の安全化 第2節 建造物等災対対策 3 市有施設等の災害予防 (2) 設備等の整備 < 略 > ア <u>必要最低限の電力を確保するための非常用電源(燃料等の備蓄を含む)、ソーラー発電設備、蓄電設備等の整備</u>	第2章 施設建造物・設備の安全化 第2節 建造物等災対対策 3 市有施設等の災害予防 (2) 設備等の整備 < 略 > ア <u>必要最低限の電力確保に資する電源多重化のための非常用電源設備(燃料等の備蓄を含む)、ソーラー発電設備、蓄電設備等の整備、電気自動車の配備</u>

編		頁	変更前	(案) 変更後
予	-	35 37	<p>第2章 施設建造物・設備の安全化  第2節 建造物等災対対策  5 一般建築物の災害予防  都市建設局は、既存建築物の防災対策について、<u>相模原市既存建築物総合防災対策推進計画(平成28年4月)に基づき</u>、各種防災対策を相互に関連付けた総合的な対策を計画的に推進する。主な内容は次のとおりとする。</p> <p>&lt; 略 &gt;  <u>(5) 浸水対策</u>  <u>ア 地下構造のある建築物については、雨水が流入しないように施設整備を図る。</u>  <u>イ 建築場所の立地条件により、土砂の流出、雨水の浸入のおそれのある場合など適切な指導によりその防止に努める。</u></p> <p>&lt; 略 &gt;  10 文化財の保護  教育局は、文化財の保護のため、消防局等と協力して、所有者、管理者等に対し、建造物などの<u>有形文化財</u>の耐震対策、火災予防等の指導、普及・啓発に努める。</p>	<p>第2章 施設建造物・設備の安全化  第2節 建造物等災対対策  5 一般建築物の災害予防  都市建設局は、既存建築物の防災対策について、各種防災対策を相互に関連付けた総合的な対策を計画的に推進する。主な内容は次のとおりとする。</p> <p>&lt; 略 &gt;  <u>&lt; 削除 &gt;</u></p> <p>&lt; 略 &gt;  10 文化財の保護  教育局は、文化財の保護のため、消防局等と協力して、所有者、管理者等に対し、<u>文化財</u>建造物などの耐震対策、火災予防等の指導、普及・啓発に努める。</p>
予	-	45	<p>第3章 火災・危険物災害等の防止  第2節 危険物等の災害対策  2 実施主体  &lt; 担当部署 &gt; 神奈川県  &lt; 項目 &gt; <u>高圧ガス・液化石油ガス・火薬類</u>に関すること。</p>	<p>第3章 火災・危険物災害等の防止  第2節 危険物等の災害対策  2 実施主体  &lt; 担当部署 &gt; 神奈川県  &lt; 項目 &gt; 液化石油ガスに関すること。</p>

編		頁	変更前	(案) 変更後
予	-	47	<p>第3章 火災・危険物災害等の防止  第2節 危険物等の災害対策  7 放射性物質の災害予防  (3) 放射性物質の取扱事業所等に対する指導  &lt;略&gt;  イ 警察署の指示  警察署は、放射性物質取扱業者等から放射性物質の運搬の届出を受けた場合、災害の防止及び公共の安全を図るため必要であると認めるときは、運搬の日時、経路、その他必要な事項を指示する。</p>	<p>第3章 火災・危険物災害等の防止  第2節 危険物等の災害対策  7 放射性物質の災害予防  (3) 放射性物質の取扱事業所等に対する指導  &lt;略&gt;  イ 警察本部の指示  神奈川県警察本部は、放射性物質取扱業者等から放射性物質の運搬の届出を受けた場合、災害の防止及び公共の安全を図るため必要であると認めるときは、運搬の日時、経路、その他必要な事項を指示する。</p>
予	-	49	<p>第4章 風水害対策  第1節 浸水被害対策  2 実施主体  &lt;担当部署&gt; 都市建設局(道路部)  &lt;項目&gt; <u>河川改修及び下記風水害対策全般に関すること。</u></p> <p>&lt;担当部署&gt; 都市建設局(下水道部)  &lt;項目&gt; <u>下水道整備及び下記風水害対策全般に関すること。</u></p> <p>&lt;担当部署&gt; <u>都市建設局(まちづくり計画部)</u>  &lt;項目&gt; <u>雨水浸透施設設置促進に関すること。地下施設の浸水被害防止の促進に関すること。</u></p> <p>&lt;担当部署&gt; <u>&lt;新規&gt;</u>  &lt;項目&gt; <u>&lt;新規&gt;</u></p>	<p>第4章 風水害対策  第1節 浸水被害対策  2 実施主体  &lt;担当部署&gt; 都市建設局(道路部)  &lt;項目&gt; <u>河川改修に関すること。雨水浸透施設設置促進に関すること。</u></p> <p>&lt;担当部署&gt; 都市建設局(下水道部)  &lt;項目&gt; <u>下水道整備に関すること。雨水浸透施設設置促進に関すること。</u></p> <p>&lt;担当部署&gt; <u>危機管理局、都市建設局</u>  &lt;項目&gt; <u>地下空間の浸水被害防止の促進に関すること。</u></p> <p>&lt;担当部署&gt; <u>危機管理局、区役所</u>  &lt;項目&gt; <u>浸水被害対策に関すること。</u></p>

編		頁	変更前	変更後 (案)
予	-	50	<p>第4章 風水害対策 第1節 浸水被害対策 4 下水道等の整備 (1) 都市建設局は、公共下水道雨水管の整備については、浸水地域を優先して順次整備を実施する。 (2) 都市建設局は、雨水調整池、雨水浸透施設等の設置を推進する。また、透水性舗装を推進する。 (3) 都市建設局は、側溝 や下水道及び河川内堆積物の除去を実施する。 (4) 都市建設局は、側溝、マンホール等の蓋の浮上、飛散防止等を推進する。</p>	<p>第4章 風水害対策 第1節 浸水被害対策 4 下水道等の整備 (1) 都市建設局(下水道部)は、公共下水道雨水管の整備について、浸水地域を優先して順次整備を実施する。 (2) 都市建設局(道路部・下水道部)は、雨水調整池、雨水浸透施設等の設置を推進する。また、透水性舗装を推進する。 (3) 都市建設局(道路部・下水道部)は、側溝 や下水道及び河川内堆積物の除去を実施する。 (4) 都市建設局(道路部・下水道部)は、側溝、マンホール等の蓋の浮上、飛散防止等を推進する。</p>
予	-	50	<p>第4章 風水害対策 第1節 浸水被害対策 5 ハザードマップの周知と避難の確保 (1) ハザードマップの周知等 ア ハザードマップの作成 危機管理局は、相模川、境川等の外水氾濫について河川管理者が公表した洪水浸水想定区域、風水害時避難場所、水害の知識等を記載した洪水ハザードマップを作成する。 都市建設局は、大雨による内水氾濫を想定した浸水想定 区域を設定し、避難所、水害の知識等を記載した浸水(内水)ハザードマップを作成する。 <u>&lt;新規&gt;</u></p>	<p>第4章 風水害対策 第1節 浸水被害対策 5 ハザードマップの周知と避難の確保 (1) ハザードマップの周知等 ア ハザードマップの作成 危機管理局は、相模川、境川等の外水氾濫について河川管理者が公表した洪水浸水想定区域、風水害時避難場所、水害の知識等を記載した洪水ハザードマップを作成する。 都市建設局は、大雨による内水氾濫を想定した浸水想定 区域を設定し、避難所、水害の知識等を記載した浸水(内水)ハザードマップを作成する。 <u>危機管理局は、災害から身を守るための避難経路の確認や、災害の危険性の高い区域の把握等、市民が安全な避難行動を確保するための資料を作成周知し、活用促進を図る。</u></p>

編		頁	変更前	変更後 (案)
予	-	50 51	<p>第4章 風水害対策 第1節 浸水被害対策 5 ハザードマップの周知と避難の確保 (2) 避難体制の検討 &lt;略&gt;</p> <p><u>&lt;新規&gt;</u></p> <p><u>(3) 浸水想定区域内にある施設</u> 危機管理局は、浸水想定区域内にある地下街等、要配慮者利用施設及び大規模な工場その他の施設でその名称と所在地が本計画に定められている施設については、関係各局と連携して、施設の所有者又は管理者がとるべき対策について周知し、その実施を促進する。<u>&lt;新規&gt;</u> なお、対象施設の詳細は、「資料編」に定める。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><u>(4) ダムの安全対策</u></p>	<p>第4章 風水害対策 第1節 浸水被害対策 5 ハザードマップの周知と避難の確保 (2) 避難体制の検討 &lt;略&gt;</p> <p><u>(3) マイ・タイムライン(防災行動計画)</u> 危機管理局は、土砂災害や水害からの逃げ遅れを防ぐため、土砂災害や洪水の危険区域や避難所の情報を周知するとともに、区役所と協力し、市民に対して避難行動を時系列的に整理したマイ・タイムライン(防災行動計画)の作成促進に努める。</p> <p><u>(4) 浸水想定区域内にある施設</u> 危機管理局は、浸水想定区域内にある地下街等、要配慮者利用施設及び大規模な工場その他の施設でその名称と所在地が本計画に定められている施設については、関係各局と連携して、施設の所有者又は管理者がとるべき対策について周知し、その実施を促進する。<u>また、関係各局及び危機管理局は、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の管理者等と、情報伝達体制の相互確認に努める。</u></p> <p>なお、対象施設の詳細は、「資料編」に定める。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><u>(5) ダムの安全対策</u></p>

編		頁	変更前	変更後 (案)
予	-	51	<p>第4章 風水害対策 第1節 浸水被害対策 5 ハザードマップの周知と避難の確保 &lt;略&gt;</p> <p>&lt;新規&gt;</p>	<p>第4章 風水害対策 第1節 浸水被害対策 5 ハザードマップの周知と避難の確保 &lt;略&gt;</p> <p>6 浸水被害対策 危機管理局は、区役所と協力し、情報の収集・伝達、避難所等の確保・運用、防災意識の向上について、次の取組を推進する。 &lt;目的&gt; 情報の収集・伝達体制 &lt;取組事項&gt; 住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の収集体制、豪雨時の雨量情報、河川の水位に関する情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の提供手段</p> <p>&lt;目的&gt; 風水害時避難場所、避難所の確保・運用 &lt;取組事項&gt; 安全な避難所確保が困難な地区における風水害時避難場所の選定、洪水ハザードマップ等を活用した実践的な避難訓練(年1回以上)</p> <p>&lt;目的&gt; 防災意識の向上 &lt;取組事項&gt; 住民主体のマイ・タイムライン(防災行動計画)の作成、住民の取組の活発化の支援</p>
予	-	52	<p>6 地下空間の浸水被害軽減 (1) 地下施設浸水の啓発等 都市建設局は、<u>地下施設等を持つ現有施設や建築計画に対し、地下施設等における水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性についての周知、啓発に努め、土のうや止水板などの有効性について、周知、啓発する。</u> &lt;略&gt;</p> <p>7 浸水被害警戒地域対策計画</p>	<p>7 地下空間の浸水被害軽減 (1) 地下空間への浸水により起こる危険性の周知等 危機管理局及び都市建設局は、<u>大雨時の地下空間への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性や、家屋への水の流入を防ぐための土のうや止水板などの有効性について、周知、啓発に努める。</u> &lt;略&gt;</p> <p>8 浸水被害警戒地域対策計画</p>

編		頁	変更前	変更後 (案)
予	-	53 54	<p>第4章 風水害対策 第2節 土砂災害対策 3 土砂災害対策 (2) 土砂災害警戒区域等 &lt;略&gt; 危機管理局は、関係各局、区役所及び県と協力し、指定された区域における警戒避難体制を整備するため、国の避難ガイドライン等を踏まえて次の取組を推進する。また、都市建設局は、土砂災害特別警戒区域における建築物の構造規制を行う。</p> <p>&lt;目的&gt; 防災意識の向上 &lt;取組事項&gt; 住民主体のハザードマップの作成、住民の取組の活発化の支援</p> <p>(3) 事前調査の実施 梅雨又は台風の前などの時期に、<u>前述の箇所等のパトロールを実施し、都市建設局、消防局において、危険が予想される箇所の認識を図る。</u></p>	<p>第4章 風水害対策 第2節 土砂災害対策 3 土砂災害対策 (2) 土砂災害警戒区域等 &lt;略&gt; 危機管理局は、<u>県が指定した土砂災害警戒区域等について、土砂災害ハザードマップを作成する。さらに、</u>関係各局、区役所及び県と協力し、指定された区域における警戒避難体制を整備するため、国の避難ガイドライン等を踏まえて次の取組を推進する。また、都市建設局は、土砂災害特別警戒区域における建築物の構造規制を行う。</p> <p>&lt;目的&gt; 防災意識の向上 &lt;取組事項&gt; 住民主体の<u>マイ・タイムライン(防災行動計画)</u>の作成、住民の取組の活発化の支援</p> <p>(3) 事前調査の実施 梅雨又は台風の前などの時期に、<u>都市建設局、消防局において、パトロール等を実施し、危険が予想される箇所の認識を図る。</u></p>

編		頁	変更前	変更後 (案)
予	-	54	<p>第4章 風水害対策 第2節 土砂災害対策 5 要配慮者利用施設の土砂災害防止対策 都市建設局は、災害時要援護者関連施設周囲における土砂災害防止工事が進むよう関係者に求める。</p> <p><u>&lt;新規&gt;</u></p> <p>また、関係各局は、関係者に必要な情報を提供し、避難体制の確立など防災体制の整備に努めるよう指導する。</p> <p>6 山地の災害防止 (1) 神奈川県は、森林の<u>有する公益的機能の維持増進</u>を通じて、山地災害から市民の生命や財産を守り、水源かん養等を図るため、保安林指定地の治山事業を計画的に進める。</p>	<p>第4章 風水害対策 第2節 土砂災害対策 5 要配慮者利用施設の土砂災害防止対策 都市建設局は、災害時要援護者関連施設周囲における土砂災害防止工事が進むよう関係者に求める。</p> <p><u>危機管理局は、土砂災害警戒区域等内にある要配慮者利用施設で、その名称と所在地が本計画に定められている施設については、関係各局と連携して施設の所有者又は管理者がとるべき対策について周知し、その実施を促進する。</u></p> <p>また、関係各局は、関係者に必要な情報を提供し、避難体制の確立など防災体制の整備に努めるよう指導する。</p> <p>6 山地の災害防止 (1) 神奈川県は、森林の<u>維持造成</u>を通じて、山地災害から市民の生命や財産を守り、水源かん養等を図るため、<u>山地災害の危険性が高い</u>保安林指定地の治山工事を計画的に進める。</p>
予	-	55	<p>第5章 応急対策への備え 第1節 情報伝達網の整備 3 市民への情報伝達手段 災害情報の市民への迅速確実な伝達を期すため、消防指令センターに親局を置いた防災行政用同報無線（ひばり放送）設備を整備し、情報伝達手段を確保する。 また、ひばり放送が聞き取りにくい場合には現地調査を行い、屋外拡声器の調整等を実施するとともに、<u>ひばり放送テレホンサービスやテレビ神奈川データ放送等</u>、防災メール等の多様な情報伝達手段等を整備し、利用促進のため周知する。</p>	<p>第5章 応急対策への備え 第1節 情報伝達網の整備 3 市民への情報伝達手段 災害情報の市民への迅速確実な伝達を期すため、消防指令センターに親局を置いた防災行政用同報無線（ひばり放送）設備を整備し、情報伝達手段を確保する。 また、ひばり放送が聞き取りにくい場合には現地調査を行い、屋外拡声器の調整等を実施するとともに、<u>ひばり放送テレホンサービス、テレビ神奈川データ放送</u>や防災メール等の多様な情報伝達手段等を整備し、利用促進のため周知する。</p>

編		頁	変更前	変更後 (案)
予	-	56	第5章 応急対策への備え 第1節 情報伝達網の整備 10 風水害時の連絡体制の確立 緊急時のダムの放流等について、 <u>県企業庁と迅速かつ確実な情報伝達を行うためホットライン等の確保</u> に努める。	第5章 応急対策への備え 第1節 情報伝達網の整備 10 風水害時の連絡体制の確立 緊急時のダムの放流等について、 <u>城山ダムに係る県・市間のホットラインの活用など</u> に努める。
予	-	58	第5章 応急対策への備え 第2節 情報システム等の整備 5 気象情報システム <略> 表(雨量及び気象観測所)の雨量観測所 <u>19箇所 &lt;追加&gt;</u>	第5章 応急対策への備え 第2節 情報システム等の整備 5 気象情報システム <略> 表(雨量及び気象観測所)の雨量観測所 <u>20箇所 &lt;略&gt; 相模ダム管理事務所</u>
予	-	59	第5章 応急対策への備え 第2節 情報システム等の整備 6 震度情報システム <略> 地震観測場所 <u>城山まちづくりセンター</u> <u>津久井まちづくりセンター</u> <u>相模湖まちづくりセンター</u> <u>藤野まちづくりセンター</u>	第5章 応急対策への備え 第2節 情報システム等の整備 6 震度情報システム <略> 地震観測場所 <u>城山総合事務所</u> <u>津久井総合事務所</u> <u>相模湖総合事務所</u> <u>藤野総合事務所</u>
予	-	61	第5章 応急対策への備え 第3節 避難場所等の整備 6 避難所 (3)整備 <略> <u>力 災害時要援護者のためのバリアフリー化などの施設の改良等を推進する。</u>	第5章 応急対策への備え 第3節 避難場所等の整備 6 避難所 (3)整備 <略> <u>力 災害時要援護者のためのバリアフリー化や、良好な生活環境を確保するための防寒・防暑対策など、施設の改良等に努める。</u>

編		頁	変更前	(案) 変更後
予	-	64	第5章 応急対策への備え 第4節 防災資機材等の備蓄及び調達体制の整備 5 食料の備蓄等 (1) 危機管理局は、市民へ平常時から家庭等における非常用食料の備蓄を行うよう普及啓発を図る。 <略> 6 生活必需物資の備蓄 (1) 危機管理局は、市民へ平常時から家庭等における災害時の生活必需物資の備蓄を行うよう普及啓発を図る。	第5章 応急対策への備え 第4節 防災資機材等の備蓄及び調達体制の整備 5 食料の備蓄等 (1) 危機管理局及び区役所は、市民へ平常時から家庭等における非常用食料の備蓄を行うよう普及啓発を図る。 <略> 6 生活必需物資の備蓄 (1) 危機管理局及び区役所は、市民へ平常時から家庭等における災害時の生活必需物資の備蓄を行うよう普及啓発を図る。
予	-	67	第5章 応急対策への備え 第6節 災害時輸送体制の整備 2 実施主体 <担当部署> 小田急電鉄(株) <項目> 災害時運送力確保の協力に関すること	第5章 応急対策への備え 第6節 災害時輸送体制の整備 2 実施主体 <担当部署> 小田急電鉄(株) <項目> 災害時輸送力確保の協力に関すること
予	-	68	第5章 応急対策への備え 第6節 災害時輸送体制の整備 8 集積配送拠点の整備 <u>環境経済局は、関係各部と協力し、災害時の物資集積配送拠点における運用体制を整備する。</u>	第5章 応急対策への備え 第6節 災害時輸送体制の整備 8 集積配送拠点の整備 <u>環境経済局は、財政局と協力し、災害時の物資集積配送拠点における運用体制を整備する。</u> <u>環境経済局は、民間事業者との協定締結や物資の輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。</u>

編		頁	変更前	(案) 変更後
予	-	69 70	<p>第5章 応急対策への備え</p> <p>第7節 災害時における文教・保育体制の整備</p> <p>3 教育局の防災対策</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(5) 市立小・中学校及び義務教育学校に、気象庁からの地震速報を即座に受信する<u>緊急受信速報システム</u>を設置する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>6 児童・生徒保護対策</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><u>(6) 大規模地震の発生後、東海地震予知情報等の発表後及び警戒宣言の発令後においては、保護者への緊急連絡等ができない事態を想定して、特に、保護者への情報発信、児童・生徒の留め置き及び引渡しについて、保護者に十分理解されるものであること。</u></p> <p><u>(7) 遠足等校外活動中に東海地震予知情報等の発表及び警戒宣言が発令されても対応できるものであること。</u></p> <p>障害のある児童等については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分に配慮すること。</p>	<p>第5章 応急対策への備え</p> <p>第7節 災害時における文教・保育体制の整備</p> <p>3 教育局の防災対策</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(5) 市立小・中学校及び義務教育学校に、気象庁からの<u>緊急地震速報</u>を即座に受信する<u>緊急地震速報受信システム</u>を設置する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>6 児童・生徒保護対策</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><u>(6) 障害のある児童等については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分に配慮すること。</u></p>
予	-	70	<p>第5章 応急対策への備え</p> <p>第7節 災害時における文教・保育体制の整備</p> <p>10 文化財の保護</p> <p>教育局は、文化財が被災しないように、施設や設置場所の耐震化、火災警報器の設置等の災害対策を実施するとともに、地域における文化財の具体的な災害対策の検討を行う。</p>	<p>第5章 応急対策への備え</p> <p>第7節 災害時における文教・保育体制の整備</p> <p>10 文化財の保護</p> <p>教育局は、文化財が被災しないように、<u>必要に応じて</u>施設や設置場所の耐震化、火災警報器の設置等の災害対策を実施するとともに、地域における文化財の具体的な災害対策の検討を行う。</p>

編		頁	変更前	変更後 (案)
予	-	71	<p>第5章 応急対策への備え 第8節 災害時における建築物に関する対応体制の整備 1 基本方針 災害時には建築物の被災状況を確認し、二次災害を防ぐとともに、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を実施する必要がある。効率的にこれらの活動が実践できるよう体制を確立しておく。</p>	<p>第5章 応急対策への備え 第8節 災害時における建築物に関する対応体制の整備 1 基本方針 災害時には建築物の被災状況を確認し、二次災害を防ぐとともに、応急仮設住宅の建設等並びに住宅の応急修理を実施する必要がある。効率的にこれらの活動が実践できるよう体制を確立しておく。</p>
予	-	72	<p>第5章 応急対策への備え 第8節 災害時における建築物に関する対応体制の整備 5 災害時における応急仮設住宅等に関する事前対策 財政局（財務部）及び都市建設局は、災害時における応急仮設住宅の建設、公営住宅等のあっせん、被災住宅の応急修理が迅速に行えるよう次の事前対策に努める。</p>	<p>第5章 応急対策への備え 第8節 災害時における建築物に関する対応体制の整備 5 災害時における応急仮設住宅等に関する事前対策 財政局（財務部）及び都市建設局は、災害時における応急仮設住宅の建設等、公営住宅等のあっせん、被災住宅の応急修理が迅速に行えるよう次の事前対策に努める。</p>
予	-	73	<p>第5章 応急対策への備え 第9節 その他の災害対応体制の整備 2 実施主体 &lt;担当部署&gt; 神奈川県（警察） &lt;項目&gt; 遺体処理体制整備に関すること</p>	<p>第5章 応急対策への備え 第9節 その他の災害対応体制の整備 2 実施主体 &lt;担当部署&gt; 神奈川県（警察） &lt;項目&gt; 遺体の検視、調査等に関すること</p>
予	-	74	<p>第5章 応急対策への備え 第9節 その他の災害対応体制の整備 4 災害時における遺体取扱に関する事前対策 &lt;略&gt; (3) 各機関の連携体制の整備 健康福祉局は、災害時に遺体の調査・検視を実施する警察署、検案を実施する協力医等と、更に火葬の実施を担当する市民局及び戸籍等に係る手続を担当する区役所との連携体制を維持・強化し、災害時の遺体処理が的確に行えるように調整する。また、市民局及び健康福祉局は、「神奈川県広域火葬計画」に基づく市外の埋火葬施設との連携についても検討する。</p>	<p>第5章 応急対策への備え 第9節 その他の災害対応体制の整備 4 災害時における遺体取扱に関する事前対策 &lt;略&gt; (3) 各機関の連携体制の整備 健康福祉局は、災害時に遺体の検視・調査を実施する警察署、検案を実施する協力医等と、更に火葬の実施を担当する市民局及び戸籍等に係る手続を担当する区役所との連携体制を維持・強化し、災害時の遺体処理が的確に行えるように調整する。また、市民局及び健康福祉局は、「神奈川県広域火葬計画」に基づく市外の埋火葬施設との連携についても検討する。</p>

編		頁	変更前	(案) 変更後
予	-	77	<p>第5章 応急対策への備え  第11節 帰宅困難者対策  3 市の措置  (1) 危機管理局  &lt;略&gt;  イ 環境経済局と連携し、市商工会議所及び工業団地事務局等を通じて、帰宅困難者を出さないための事業者の備え等をポスターの配布等により市内事業者に普及する。</p>	<p>第5章 応急対策への備え  第11節 帰宅困難者対策  3 市の措置  (1) 危機管理局  &lt;略&gt;  イ 環境経済局と連携し、市商工会議所及び工業団地事務局等を通じて、帰宅困難者を出さないための事業者の備え等を「<u>企業のための帰宅困難者チェックシート</u>」の活用やポスターの配布等により市内事業者に普及する。</p>
予	-	79	<p>第6章 災害時要援護者支援  第1節 災害時要援護者支援  4 災害時要援護者名簿  &lt;略&gt;  (2) 災害時要援護者名簿作成に必要な個人情報及び入手方法  災害時要援護者名簿を作成するに当たって、(1)ア~<u>エ</u>に該当する者を把握するために、市保有情報(住民基本台帳、身体障害者構成指導台帳、知的障害者構成指導台帳、介護保険被保険者台帳)を集約する。  また、(1)<u>オ</u>に該当する者については、本人又は家族からの申出に基づき情報を把握する。</p>	<p>第6章 災害時要援護者支援  第1節 災害時要援護者支援  4 災害時要援護者名簿  &lt;略&gt;  (2) 災害時要援護者名簿作成に必要な個人情報及び入手方法  災害時要援護者名簿を作成するに当たって、(1)ア~<u>ウ</u>に該当する者を把握するために、市保有情報(住民基本台帳、身体障害者構成指導台帳、知的障害者構成指導台帳、介護保険被保険者台帳)を集約する。  また、(1)<u>エ</u>に該当する者については、本人又は家族からの申出に基づき情報を把握する。</p>

編		頁	変更前	(案) 変更後
予	-	81	<p>第6章 災害時要援護者支援  第1節 災害時要援護者支援  9 災害時要援護者に対する事前対策  &lt;略&gt;  (2) <u>市民局</u>・関係各局の対策  ア 関係各局は、災害時要援護者に配慮した防災訓練、防災教育を実施する。  イ 多言語による防災パンフレットの作成や避難所の案内板を設置する。  ウ 自主防災組織、災害ボランティア等が円滑かつ的確に支援できるように、必要な情報の提供に努める。</p>	<p>第6章 災害時要援護者支援  第1節 災害時要援護者支援  9 災害時要援護者に対する事前対策  &lt;略&gt;  (2) 関係各局の対策  ア 関係各局は、災害時要援護者に配慮した防災訓練、防災教育を実施する。  イ 多言語による防災パンフレットの作成や避難所の案内板を設置する。  ウ 自主防災組織、災害ボランティア等が円滑かつ的確に支援できるように、必要な情報の提供に努める。</p>
予	-	84	<p>第7章 災害ボランティア対策  7 活動環境の整備  &lt;略&gt;  (4) ボランティアの活動拠点施設<u>の確保</u>、通信・事務機器の提供など支援体制を構築する。  (5) ボランティア活動用備品の備蓄を行う。</p>	<p>第7章 災害ボランティア対策  7 活動環境の整備  &lt;略&gt;  (4) <u>市と連携して</u>ボランティアの活動拠点施設<u>を確保する</u>。通信・事務機器の提供など支援体制を構築する。  (5) ボランティア活動用備品の備蓄を行う。<u>市が備蓄している品を適宜活用していく</u>。</p>
予	-	85	<p>第8章 防災行動力の向上  2 実施主体  &lt;担当部署&gt; 危機管理局、<u>&lt;新規&gt;</u>、関係各局  &lt;項目&gt; 防災知識の普及に関すること。</p>	<p>第8章 防災行動力の向上  2 実施主体  &lt;担当部署&gt; 危機管理局、<u>区役所</u>、関係各局  &lt;項目&gt; 防災知識の普及に関すること。</p>

編		頁	変更前	(案) 変更後
予	-	86	<p>第8章 防災行動力の向上</p> <p>5 市民に対する防災知識の普及 危機管理局及び防災関係機関は、市民を対象として、<u>地震、風水害、東海地震予知情報等の発表時及び警戒宣言の発令時の措置について</u>、次の手段により防災知識の普及を図る。</p> <p>(1) 広報紙の活用 (2) 防災関係冊子の作成、配布 (3) <u>映画及びビデオ</u>の活用 (4) 防災訓練による普及 (5) 防災講演会・研修会等の開催</p>	<p>第8章 防災行動力の向上</p> <p>5 市民に対する防災知識の普及 危機管理局、<u>区役所及び</u>防災関係機関は、市民を対象として、次の手段により<u>自然災害等に関する</u>防災知識の普及を図る。</p> <p>(1) 広報紙の活用 (2) 防災関係冊子の作成、配布 (3) <u>動画</u>の活用 (4) 防災訓練による普及 (5) 防災講演会・研修会等の開催</p>
予	-	86	<p>第8章 防災行動力の向上</p> <p>9 市民の心得 市民は、次の基本的取組を進めるほか、災害時の状況等に応じた以下の心得を理解し、実践するものとする。</p>	<p>第8章 防災行動力の向上</p> <p>9 市民の心得 市民は、<u>さがみはら防災マップ等を活用し、マイ・タイムライン(防災行動計画)を作成するなど</u>、次の基本的取組を進めるほか、災害時の状況等に応じた以下の心得を理解し、実践するものとする。</p>
予	-	87	<p>第8章 防災行動力の向上</p> <p>9 市民の心得 &lt;略&gt; (5) 風水害への備えの心得 ア 避難の障害になる場所など近隣の危険箇所についてチェックしておく。 イ 風で飛ばされそうなものは室内に取り込むか、しっかりと固定する。 ウ ラジオ・テレビ等で台風や大雨に関する正しい情報を得る。 エ 大雨・暴風時にはむやみに外へ出ない。 オ 土砂災害の形態(急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り)や規模、夜間や大雨などの状況を考慮した適切な警戒避難行動(立退き避難、屋内待避等)をとる。 <u>&lt;新規&gt;</u></p>	<p>第8章 防災行動力の向上</p> <p>9 市民の心得 &lt;略&gt; (5) 風水害への備えの心得 ア 避難の障害になる場所など近隣の危険箇所についてチェックしておく。 イ 風で飛ばされそうなものは室内に取り込むか、しっかりと固定する。 ウ ラジオ・テレビ等で台風や大雨に関する正しい情報を得る。 エ 大雨・暴風時にはむやみに外へ出ない。 オ 土砂災害の形態(急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り)や規模、夜間や大雨などの状況を考慮した適切な警戒避難行動(立退き避難、屋内待避等)をとる。 <u>カ マイ・タイムライン(防災行動計画)を作成する。</u></p>

編		頁	変更前	(案) 変更後
地	-	7	<p>第1款 地震災害応急対策 第1章 市災害対策本部活動 第2節 動員体制 9 活動要員への支援体制 総務局は、「災害発生時等における動員職員支援マニュアル」等に基づき、災害時における活動要員の支援を行う。 (1) <u>広域応援による活動要員及び</u>遠方からの動員職員用の応急宿泊施設として、状況に応じて市有施設などを確保する。 (2) 市役所本庁舎、区役所、まちづくりセンター、公民館、消防施設等の災害対策活動拠点及び職員福利厚生施設に休憩等の設備を確保するとともに、応急食料、飲料水、生活資材を調達、確保する。 (3) 対策活動が長期間継続する場合、応急対策活動の状況の推移に応じて順次交代制の勤務体制へと移行する。 <u>(4) 動員職員に対し、活動用の装備品を調達、確保する。</u></p>	<p>第1款 地震災害応急対策 第1章 市災害対策本部活動 第2節 動員体制 9 活動要員への支援体制 総務局は、「災害発生時等における動員職員支援マニュアル」等に基づき、災害時における活動要員の支援を行う。 (1) 遠方からの動員職員用の応急宿泊施設として、状況に応じて市有施設などを確保する。 (2) 市役所本庁舎、区役所、まちづくりセンター、公民館、消防施設等の災害対策活動拠点及び職員福利厚生施設に休憩等の設備を確保するとともに、応急食料、飲料水、生活資材等を調達、確保する。 (3) 対策活動が長期間継続する場合、応急対策活動の状況の推移に応じて順次交代制の勤務体制へと移行する。 <u>&lt;削除&gt;</u></p>
地	-	10	<p>第1章 市災害対策本部活動 第3節 地震情報 2 気象庁からの地震情報 &lt;略&gt; (2) 地震情報の伝達の図</p>	<p>第1章 市災害対策本部活動 第3節 地震情報 2 気象庁からの地震情報 &lt;略&gt; (2) 地震情報の伝達の図 <u>・図中の「防災行政用同報無線(ひばり放送)」を削除</u> <u>・相模原市から市民に向かう矢印を実線から点線に変更</u></p>

編		頁	変更前	(案) 変更後
地	-	10	第1章 市災害対策本部活動 第3節 地震情報 3 相模原市震度情報システム等からの震度情報 <略> <u>城山まちづくりセンター</u> <u>津久井まちづくりセンター</u> <u>相模湖まちづくりセンター</u> <u>藤野まちづくりセンター</u>	第1章 市災害対策本部活動 第3節 地震情報 3 相模原市震度情報システム等からの震度情報 <略> <u>城山総合事務所</u> <u>津久井総合事務所</u> <u>相模湖総合事務所</u> <u>藤野総合事務所</u>
地	-	11	第1章 市災害対策本部活動 第4節 通信の運用 1 実施主体 <担当部署> 本部事務局、消防局、区本部 <項目> 衛星携帯電話、簡易無線、 <u>P.H.S</u> 等の通信機器の運用に関すること。	第1章 市災害対策本部活動 第4節 通信の運用 1 実施主体 <担当部署> 本部事務局、消防局、区本部 <項目> 衛星携帯電話、簡易無線、 <u>災害用スマートフォン</u> 等の通信機器の運用に関すること。
地	-	14	第1章 市災害対策本部活動 第4節 通信の運用 6 県防災行政通信網の運用 (表 設置場所) 【電話機】 消防局 予防課・警防課・ <u>救急課</u> 、指令課、情報処理室 3階災害対策室、 <u>3階和室</u> 、4階講堂 【一斉受令用ファクシミリ・一斉受令用端末】 消防指令センター <u>消防局指令課(通信指令室)</u>	第1章 市災害対策本部活動 第4節 通信の運用 6 県防災行政通信網の運用 (表 設置場所) 【電話機】 消防局 予防課、警防課、指令課、情報処理室 3階災害対策、4階講堂 【一斉受令用ファクシミリ・一斉受令用端末】 消防指令センター <u>緊急対策課</u>

編		頁	変更前	(案) 変更後
地	-	15	<p>第1章 市災害対策本部活動 第5節 災害情報の収集伝達 1 実施主体 &lt;担当部署&gt; 財政局(税務部)、<u>区役所</u> &lt;時期&gt; &lt;項目&gt; 住家及び市有建物の被害調査に関すること。</p> <p><u>&lt;新規&gt;</u></p>	<p>第1章 市災害対策本部活動 第5節 災害情報の収集伝達 1 実施主体 &lt;担当部署&gt; 財政局(<u>財政部</u>・税務部)、<u>区本部</u> &lt;時期&gt; &lt;項目&gt; 住家及び市有建物の被害調査に関すること。</p> <p>&lt;担当部署&gt; <u>区本部、都市建設局(道路部)</u> &lt;時期&gt; &lt;項目&gt; <u>道路被害調査に関すること。</u></p>
地	-	15	<p>第1章 市災害対策本部活動 第5節 災害情報の収集伝達 3 被害状況等の収集体制の確立 (1) 情報収集・伝達体制の確立 関係各局は、所管事項等の被害状況を調査し、活動状況等と併せて本部事務局へ報告するとともに、応急対策活動に必要な関連情報等は、本部事務局から収集する。本部事務局は、災害の状況により現地情報収集班(オートバイ隊) <u>を運用して</u> 情報収集に努める。</p>	<p>第1章 市災害対策本部活動 第5節 災害情報の収集伝達 3 被害状況等の収集体制の確立 (1) 情報収集・伝達体制の確立 関係各局は、所管事項等の被害状況を調査し、活動状況等と併せて本部事務局へ報告するとともに、応急対策活動に必要な関連情報等は、本部事務局から収集する。本部事務局は、災害の状況により現地情報収集班(オートバイ隊) <u>の運用や協定締結先に無人航空機(ドローン)による支援を要請し、</u> 情報収集に努める。</p>
地	-	16	<p>第1章 市災害対策本部活動 第5節 災害情報の収集伝達 4 被害調査 (1) 住家等被害調査 財政局(税務部)は、区本部と連携して被害調査班(<u>1班2人</u>)を編成し、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成30年3月 内閣府)・参考資料(平成30年3月)に基づいて調査を実施する。また、調査結果を取りまとめ、本部事務局及び区本部(罹災証明書発行担当)へ報告する。</p>	<p>第1章 市災害対策本部活動 第5節 災害情報の収集伝達 4 被害調査 (1) 住家等被害調査 財政局(税務部)は、区本部と連携して被害調査班を編成し、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成30年3月 内閣府)・参考資料(平成30年3月)に基づいて調査を実施する。また、調査結果を取りまとめ、本部事務局及び区本部(罹災証明書発行担当)へ報告する。</p>

編		頁	変更前	(案) 変更後
地		16	<p>第1章 市災害対策本部活動 第5節 災害情報の収集伝達 5 被災者台帳の作成 (1) 被災者台帳の作成 区本部は関係各局と連携し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行うために必要と認めた場合、被災者台帳(災害復旧・復興計画 第2章 第1節 4 「(1) 被災者台帳等」地-128参照)及び災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく各種報告書(第19章 「8 適用後の救助の実施」地-122参照)等を活用して次の被災者情報を記録した台帳の作成に努める(災害対策基本法第90条の3)。</p>	<p>第1章 市災害対策本部活動 第5節 災害情報の収集伝達 5 被災者台帳の作成 (1) 被災者台帳の作成 <b>本部事務局及び</b>区本部は関係各局と連携し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行うために必要と認めた場合、被災者台帳(災害復旧・復興計画 第2章 第1節 4 「(1) 被災者台帳等」地-128参照)及び災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく各種報告書(第19章 「8 適用後の救助の実施」地-122参照)等を活用して次の被災者情報を記録した台帳の作成に努める(災害対策基本法第90条の3)。</p>
地	-	19	<p>第1章 市災害対策本部活動 第6節 災害時の広報・広聴 3 災害広報の実施 <b>総務局</b>、消防局及び消防団は、災害発生時に市民に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、市民が適切な行動をとるように広報を実施する。</p>	<p>第1章 市災害対策本部活動 第6節 災害時の広報・広聴 3 災害広報の実施 <b>市長公室</b>、消防局及び消防団は、災害発生時に市民に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、市民が適切な行動をとるように広報を実施する。</p>
地	-	19 20	<p>第1章 市災害対策本部活動 第6節 災害時の広報・広聴 4 広報事項 (表)</p>	<p>第1章 市災害対策本部活動 第6節 災害時の広報・広聴 4 広報事項 (表) <b>全ての時期における広報媒体に「相模原市LINE公式アカウント」を追加</b></p>

編		頁	変更前	(案) 変更後
地	-	20	第1章 市災害対策本部活動 第6節 災害時の広報・広聴 4 広報事項 (表) 「時期」広域的救援期(1日後くらいから7日後くらいまで)  「広報媒体」 <略> (7) <u>tvkでーたほh</u>	第1章 市災害対策本部活動 第6節 災害時の広報・広聴 4 広報事項 (表) 「時期」広域的救援期(1日後くらいから7日後くらいまで)  「広報媒体」 <略> (7) <u>tvkデータ放送</u>
地	-	20	第1章 市災害対策本部活動 第6節 災害時の広報・広聴 4 広報事項 (表) 「時期」復旧期(7日後くらいからそれ以降)  「広報媒体」 (1) 広報紙 <u>(2) CATV</u> <u>(3) ラジオ放送</u> <u>(4) 市災害情報ツイッター</u> <u>(5) 防災アプリ</u> <u>(6) tvkデータ放送</u> <u>(7) 市ホームページ</u> <u>(8) 新聞、テレビ等</u> <u>(9) 郵便局等での掲示等</u>	第1章 市災害対策本部活動 第6節 災害時の広報・広聴 4 広報事項 (表) 「時期」復旧期(7日後くらいからそれ以降)  「広報媒体」 (1) 広報紙 <u>(2) ひばり放送</u> <u>(3) CATV</u> <u>(4) ラジオ放送</u> <u>(5) 市災害情報ツイッター</u> <u>(6) 防災アプリ</u> <u>(7) tvkデータ放送</u> <u>(8) 市ホームページ</u> <u>(9) 新聞、テレビ等</u> <u>(10) 郵便局等での掲示等</u>

編		頁	変更前	(案) 変更後
地	-	23	<p>第1章 市災害対策本部活動 第6節 災害時の広報・広聴 9 広報・広聴活動における災害時要援護への配慮 (2) 外国人等への対応 市民局は、日本語の理解が困難な外国人のために、理解しやすい日本語で対応するとともに、協定締結団体(さがみはら国際交流ラウンジ運営機構)等に対して、外国人相談窓口の設置、通訳ボランティア等の派遣などを要請する。また、<u>必要に応じて外国語による災害時の広報紙の発行、音声によるガイドなどの対策を実施する。</u></p>	<p>第1章 市災害対策本部活動 第6節 災害時の広報・広聴 9 広報・広聴活動における災害時要援護への配慮 (2) 外国人等への対応 市民局は、日本語の理解が困難な外国人のために、理解しやすい日本語で対応するとともに、協定締結団体(さがみはら国際交流ラウンジ運営機構)等に対して、外国人相談窓口の設置、通訳ボランティア等の派遣などを要請する。また、<u>「マイ広報さがみはら」により多言語化された災害広報紙を外国人等に周知する。</u></p>
地	-	25	<p>第1章 市災害対策本部活動 第7節 応援要請 6 応援部隊の受入れ (3) 受援体制の確保 総務局は、他団体から行政職や土木職、保健師などを受け入れる場合、必要に応じて市の施設などから受入施設を指定し、受入体制を<u>確保</u>する。</p>	<p>第1章 市災害対策本部活動 第7節 応援要請 6 応援部隊の受入れ (3) 受援体制の確保 総務局は、他団体から行政職や土木職、保健師などを受け入れる場合、必要に応じて市の施設などから受入施設を指定し、受入体制を<u>補完</u>する。</p>
地	-	32	<p>第2章 消火・避難誘導対策 第1節 災害時の消防活動 3 消防局の活動 (3) 消火活動 &lt;略&gt; <u>&lt;新規&gt;</u></p>	<p>第2章 消火・避難誘導対策 第1節 災害時の消防活動 3 消防局の活動 (3) 消火活動 &lt;略&gt; <u>力 消防局は、消防活動上支障となる障害物の除去、又は消火活動上有効な開口部の設定に大型重機が必要と判断した場合は、協定締結事業者に応援を要請する。</u></p>

編	頁	変更前	変更後 (案)
地	- 34	第2章 消火・避難誘導対策 第2節 避難誘導対策 2 実施主体 <担当部署> 警察署 <項目> 避難誘導、広報活動、 <u>避難者の保護等</u> に関すること	第2章 消火・避難誘導対策 第2節 避難誘導対策 2 実施主体 <担当部署> 警察署 <項目> 避難誘導、広報活動に関すること
地	- 37	第2章 消火・避難誘導対策 第2節 避難誘導対策 7 避難誘導 (2) 避難の対象地域等 <略> (イ) <u>警察署、消防署及び消防団</u> は、災害の状況に応じ、自主防災組織等と連携を図り、避難誘導を実施する。また、避難所運営協議会及び避難所担当職員は、避難者の受入れを行う。	第2章 消火・避難誘導対策 第2節 避難誘導対策 7 避難誘導 (2) 避難の対象地域等 <略> (イ) <u>消防署、消防団及び警察署</u> は、災害の状況に応じ、自主防災組織等と連携を図り、避難誘導を実施する。また、避難所運営協議会及び避難所担当職員は、避難者の受入れを行う。
地	- 41	第3章 帰宅困難者対策 2 実施主体 <担当部署> 警察署 <項目> <u>駅等</u> の交通整理等に関すること	第3章 帰宅困難者対策 2 実施主体 <担当部署> 警察署 <項目> <u>駅周辺道路</u> の交通整理に関すること
地	- 47	第4章 救出・救助・医療救護対策 第3節 医療救護対策 2 実施主体 <担当部署> (公社)相模原市歯科医師会 <項目> 歯科医療の実施に関すること。  <担当部署> (公社)相模原市薬剤師会 <項目> 医療品等の管理・確保・提供に関すること。	第4章 救出・救助・医療救護対策 第3節 <u>保健</u> 医療救護対策 2 実施主体 <担当部署> (公社)相模原市歯科医師会 <項目> <u>医療救護班の派遣</u> 、歯科医療の実施に関すること。  <担当部署> (公社)相模原市薬剤師会 <項目> <u>医療救護班の派遣</u> 、医療品等の管理・確保・提供に関すること。

編		頁	変更前	(案) 変更後
地	-	48	<p>第4章 救出・救助・医療救護対策  第3節 医療救護対策  6 医療救護体制  ア 開設基準  (ア) 市域で震度5強以上の地震が発生した場合  (イ) 市災害対策本部が救護所等の開設を決定した場合</p> <p>イ 活動内容  (ア) 救護所等の開設、管理及び運営にかかる調整  (イ) 傷病者の搬送調整  (ウ) 広域応援(DMATなどの医療救護チーム)の調整など、  県保健医療調整本部との緊密な連携  (エ) 市災害対策本部、現地対策班、医療関係団体等との連絡・  調整  (オ) 市内医療機関の被害状況、受入れ可能人数等の情報の収集  及び提供  (カ) 医療スタッフ、医薬品等医療資源のニーズの収集及び対応  (キ) 医療ボランティアの派遣調整  (ク) 慢性疾患等への対応にかかる医療関係団体等との調整</p>	<p>第4章 救出・救助・医療救護対策  第3節 <b>保健</b>医療救護対策  6 <b>保健</b>医療救護体制  ア <b>設置</b>基準  (ア) 市域で震度5強以上の地震を観測したとき。  (イ) 市域で震度5弱以下の地震を観測し、市内に大規模な被害  が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。  (ウ) その他市長又は保健所長が必要と認めるとき</p> <p>イ <b>主な</b>活動内容  (ア) 保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合  調整  (イ) 市災害対策本部、医療関係団体等との連絡・調整  (ウ) 広域応援(DMAT・DPAT・DHEAT・派遣保健師  などの保健医療活動チーム)等の受入調整  (エ) 市内医療機関の被害状況及び医薬品等医療資源のニーズ把  握・調達  (オ) 救護所の開設・運営にかかる調整  (カ) 傷病者の搬送調整(広域搬送調整を含む)  (キ) 医療ボランティアチームの派遣調整  (ク) 保健活動に必要な保健師等の派遣調整</p>

編 地	頁	変更前	変更後 (案)
-	50	<p>第4章 救出・救助・医療救護対策  第3節 医療救護対策  10 急性期以後の医療提供体制  (3) 避難所等での巡回医療  健康福祉局は、避難所等の被災者の健康管理を図るため、医療関係団体と連携して医師、看護師等で構成される「巡回医療チーム」を編成し、巡回医療を行う。  (4) メンタルヘルス対策  &lt;略&gt;  また、必要に応じて相模原市精神保健福祉センター診療所(けやき会館1階)に、精神科救護所を開設して、DPA D(災害派遣精神医療チーム)等の保健医療活動チーム、医療機関及び関係機関とともに精神科救護活動を行う。</p> <p><u>&lt;新規&gt;</u></p>	<p>第4章 救出・救助・医療救護対策  第3節 <b>保健</b>医療救護対策  10 急性期以後の医療提供体制  (3) 避難所等での巡回医療  健康福祉局は、避難所等の被災者の健康管理を図るため、医療関係団体と連携して医師、看護師、<b>歯科医師、歯科衛生士</b>等で構成される「巡回医療チーム」を編成し、巡回医療を行う。  (4) メンタルヘルス対策  &lt;略&gt;  また、必要に応じて相模原市精神保健福祉センター診療所(けやき会館1階)に、精神科救護所を開設して、DPA I(災害派遣精神医療チーム)等の保健医療活動チーム、医療機関及び関係機関とともに精神科救護活動を行う。</p> <p><u>(5) 歯科保健対策</u>  健康福祉局は、被災者の口腔衛生状態の悪化に伴う疾患等を防ぐため、<b>歯科衛生士</b>等による歯科保健活動や、<b>歯科健康相談等の活動を行う。</b>  また、<b>口腔内に問題が生じている避難者に対して、歯科医療関係団体と連携して巡回診療の手配や、近隣の歯科医療機関の情報を提供する。</b></p>

編		頁	変更前	(案) 変更後
地	-	51	<p>第5章 緊急輸送・交通・警備  第1節 道路啓開及び障害物除去対策  &lt;略&gt;  2 実施主体  &lt;担当部署&gt; 都市建設局(道路部)  &lt;時期&gt;  &lt;項目&gt; 障害物の除去に関すること。</p> <p>&lt;担当部署&gt; 環境経済局(資源循環部)、<u>&lt;新規&gt;</u>  &lt;時期&gt;  &lt;項目&gt; 撤去物の処分に関すること。</p> <p>&lt;担当部署&gt; <u>&lt;新規&gt;</u>  &lt;時期&gt; <u>&lt;新規&gt;</u>  &lt;項目&gt; <u>&lt;新規&gt;</u></p>	<p>第5章 緊急輸送・交通・警備  第5節 道路啓開及び障害物除去対策  &lt;略&gt;  2 実施主体  &lt;担当部署&gt; 都市建設局(道路部)  &lt;時期&gt;  &lt;項目&gt; <u>道路、河川上の</u>障害物の除去に関すること。</p> <p>&lt;担当部署&gt; 環境経済局(資源循環部)、<u>都市建設局(道路部)</u>  &lt;時期&gt;  &lt;項目&gt; 撤去物の処分に関すること。</p> <p>&lt;担当部署&gt; <u>財政局(財政部)</u>  &lt;時期&gt;  &lt;項目&gt; <u>道路、河川上の障害物の仮置場の確保に関すること。</u></p>
地	-	52	<p>第5章 緊急輸送・交通・警備  第1節 道路啓開及び障害物除去対策  3 道路啓開  (1) 緊急に道路啓開を行う路線の選定  工 その他上記の路線を補完する路線及び<u>市災害対策本部</u>、消防局、警察署等から緊急に要請があった路線</p>	<p>第5章 緊急輸送・交通・警備  第1節 道路啓開及び障害物除去対策  3 道路啓開  (1) 緊急に道路啓開を行う路線の選定  工 その他上記の路線を補完する路線及び消防局、警察署等から緊急に要請があった路線</p>

編		頁	変更前	(案) 変更後
地	-	52	<p>第5章 緊急輸送・交通・警備  第1節 道路啓開及び障害物除去対策  3 道路啓開  &lt;略&gt;  (2) 道路啓開の実施  &lt;略&gt;  イ 実施内容  &lt;略&gt;  <u>&lt;新規&gt;</u>  &lt;略&gt;  <u>(5) 撤去物の処分</u>  <u>環境経済局は、道路啓開により発生した撤去物を、「第10章 清掃対策」地-79参照)に基づき、迅速に処分する。</u></p>	<p>第5章 緊急輸送・交通・警備  第1節 道路啓開及び障害物除去対策  3 道路啓開  &lt;略&gt;  (2) 道路啓開の実施  &lt;略&gt;  イ 実施内容  &lt;略&gt;  <u>(工) 応援の要請</u>  <u>都市建設局は、市が管理する道路において、市の体制では道路啓開が困難な場合、国への応援を検討し要請する。</u>  &lt;略&gt;  <u>&lt;削除&gt;</u></p>
地	-	52	<p>第5章 緊急輸送・交通・警備  第1節 道路啓開及び障害物除去対策  4 障害物の除去  &lt;略&gt;  (2) 実施機関  <u>ア 応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去は、都市建設局が行う。なお、市の体制では対応が困難な場合は、国、県、その他の防災関係機関等の応援を得て実施する。</u>  <u>イ 水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去は、水防管理者が指定する者、又は消防局、消防団が行う。ただし、除去不能な工作物等については、市災害対策本部へ要請する。</u>  <u>ウ 道路、河川等にある所有権者の不明な障害物の除去は、原則としてその道路、河川等の管理者が行う。</u>  <u>エ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしている物の除去は、災害救助法に基づき市長が行う。</u>  <u>オ その他、施設、敷地内にある障害物の除去及び施設、敷地内から道路、河川に出た障害物の除去は、原則としてその施設、敷地の所有者又は管理者が行う。</u></p>	<p>第5章 緊急輸送・交通・警備  第1節 道路啓開及び障害物除去対策  4 障害物の除去  &lt;略&gt;  (2) 実施機関  <u>ア 水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去は、水防管理者が指定する者、又は消防局、消防団が行う。ただし、除去不能な工作物等については、市災害対策本部へ要請する。</u>  <u>イ 道路、河川上にある障害物の除去は、原則としてその道路、河川の管理者が行う。</u>  <u>ウ その他、施設、敷地内にある障害物の除去及び施設、敷地内から道路、河川に出た障害物の除去は、原則としてその施設、敷地の所有者又は管理者が行う。</u></p>

編		頁	変更前	(案) 変更後
地	-	53	<p>第5章 緊急輸送・交通・警備  第1節 道路啓開及び障害物除去対策  5 粉じん・有害物等の飛散防止  &lt;略&gt;  <u>&lt;新規&gt;</u></p>	<p>第5章 緊急輸送・交通・警備  第1節 道路啓開及び障害物除去対策  5 粉じん・有害物等の飛散防止  &lt;略&gt;  <u>6 仮置場の確保</u>  <u>財政局は、道路、河川上の土砂、流木の撤去により発生した撤去物の仮置場を、(総則・予防計画編第2款「第5章応急対策への備え」予-74参照)に基づき、迅速に確保する。</u></p> <p><u>7 撤去物の処分</u>  <u>環境経済局は、家屋の倒壊等により発生した撤去物(災害廃棄物)を、(「第10章 清掃対策」地-79参照)に基づき、迅速に処分するとともに、災害廃棄物の処分先について、関係機関への情報提供を行う。</u>  <u>また、都市建設局は、道路、河川上の土砂、流木の撤去物を迅速に処分する。</u></p>
地	-	57	<p>第5章 緊急輸送・交通・警備  第3節 交通対策  3 被災地への流入抑制及び交通規制の実施  (1) 警察署  &lt;略&gt;  (イ) 緊急交通路確保のための交通規制  大地震が発生した直後は、道路交通が混乱し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第76条1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は<u>制</u>する。</p>	<p>第5章 緊急輸送・交通・警備  第3節 交通対策  3 被災地への流入抑制及び交通規制の実施  (1) 警察署  &lt;略&gt;  (イ) 緊急交通路確保のための交通規制  大地震が発生した直後は、道路交通が混乱し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第76条1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は<u>制限</u>する。</p>

編	頁	変更前	(案) 変更後
地	- 61	<p>第6章 二次災害の防止</p> <p>第1節 被災建築物の応急危険度判定</p> <p>2 実施主体</p> <p>&lt;担当部署&gt; 神奈川県</p> <p>&lt;項目&gt; <u>応急危険度判定士の派遣・後方支援活動に関すること。</u></p>	<p>第6章 二次災害の防止</p> <p>第1節 被災建築物の応急危険度判定</p> <p>2 実施主体</p> <p>&lt;担当部署&gt; 神奈川県</p> <p>&lt;項目&gt; <u>被災建築物応急危険度判定の支援に関すること。</u></p>
地	- 63	<p>第6章 二次災害の防止</p> <p>第2節 被災宅地の危険度判定</p> <p>2 実施主体</p> <p>&lt;担当部署&gt; 神奈川県</p> <p>&lt;項目&gt; <u>被災宅地危険度判定士の派遣・後方支援活動に関すること。</u></p> <p>3 判定の実施</p> <p>都市建設局は、局内に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、<u>県を通じて被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>第6章 二次災害の防止</p> <p>第2節 被災宅地の危険度判定</p> <p>2 実施主体</p> <p>&lt;担当部署&gt; 神奈川県</p> <p>&lt;項目&gt; <u>被災宅地危険度判定の支援に関すること。</u></p> <p>3 判定の実施</p> <p>都市建設局は、局内に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、<u>被災宅地危険度判定士の確保に努め、必要に応じて県に支援を要請する。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>
地	- 65	<p>第7章 避難所の運営</p> <p>3 避難所の運営体制</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><u>&lt;新規&gt;</u></p>	<p>第7章 避難所の運営</p> <p>3 避難所の運営体制</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><u>避難所運営協議会の主な役割</u></p> <p>&lt;平常時&gt;</p> <p>ア <u>避難所運営方法の検討</u></p> <p>イ <u>生活ルールの作成</u></p> <p>ウ <u>検討及びルールに基づいた訓練の実施</u></p> <p>&lt;災害時&gt;</p> <p>ア <u>円滑な避難所運営</u></p> <p>イ <u>生活ルールの調整</u></p> <p>ウ <u>様々な組織との連絡調整</u></p>

編 地	頁	変更前	変更後 (案)
-	66	第7章 避難所の運営 3 避難所の運営体制 <略> <u>&lt;新規&gt;</u>	第7章 避難所の運営 3 避難所の運営体制 <略> <u>&lt;避難所運営の主な内容&gt;</u> ア 避難所施設や設備の安全点検、管理 イ 避難所の設営及び避難者の受入れ ウ 避難者名簿の作成 エ 現地対策班等との連絡調整 オ 負傷者の救護、災害時要援護者への支援 カ 備蓄食料、物資等の応急配布 キ 飲料水、食料、生活物資等の現地対策班等への要請、受入れ、配分 ク 炊き出しの実施 ケ 避難者への被害状況や生活関連情報の提供 コ 住民等の安否情報の収集、提供 サ 避難所の生活の場の環境の整備、管理 シ 避難者の健康状態の把握 ス 避難所内での感染症対策 セ その他必要な事項

編 地	頁	変更前	変更後 (案)
地	66	<p>第7章 避難所の運営 4 避難所の開設 &lt;略&gt; <u>&lt;新規&gt;</u></p>	<p>第7章 避難所の運営 4 避難所の開設 &lt;略&gt; <u>(3) 避難所の開設に係る広報</u> <u>ア 市民への広報</u> <u>本部事務局及び市長公室は、避難所を開設した場合、防災行政用同報無線(ひばり放送)又は広報車などにより、避難所の開設を市民に周知するとともに、車中泊などの避難所外避難を行っている市民に対しては、避難所へ移動するよう呼びかける。</u> <u>イ 防災関係機関への連絡</u> <u>本部事務局は、県、警察署及び必要に応じて自衛隊、その他の防災関係機関に避難所の開設を連絡する。</u> <u>ウ インターネットの活用</u> <u>災害時に必要な情報を市民に広くかつ迅速に伝達できるよう、インターネット情報ポータルサイト運営事業者(グーグル(株)、ヤフー(株))と連携し、市内の避難所の開設状況等の情報を運営事業者のサイトから確認できるようにする。</u></p>
地	66	<p>第7章 避難所の運営 <u>5 避難所開設の広報</u> <u>本部事務局及び市長公室は、避難所を開設した場合、防災行政用同報無線(ひばり放送)又は広報車などにより、避難所の開設を市民に周知するとともに、車中泊などの避難所外避難を行っている市民に対しては、避難所へ移動するよう呼びかける。</u> <u>なお、本部事務局は、県、警察署及び必要に応じて自衛隊、その他の防災関係機関に避難所の開設を連絡する。</u> <u>また、災害時に必要な情報を市民に広くかつ迅速に伝達できるよう、インターネット情報ポータルサイト運営事業者(グーグル(株)、ヤフー(株))と連携し、市内の避難所の開設状況等の情報を運営事業者のサイトから確認できるようにする。</u></p>	<p><u>&lt;削除&gt;</u></p>

編 地	頁	変更前	(案) 変更後
地	- 67	<p>第7章 避難所の運営 6 避難所の運営</p> <p><u>避難所は、「相模原市避難所運営マニュアル」に基づき、市の支援の下、各避難所に設置する避難所運営協議会が主体となって運営する。</u></p> <p>避難所運営協議会の主な役割</p> <p>&lt; 平常時 &gt;</p> <p>ア 避難所運営方法の検討 イ 生活ルールの作成 ウ 検討及びルールに基づいた訓練の実施</p> <p>&lt; 災害時 &gt;</p> <p>ア 円滑な避難所運営 イ 生活ルールの調整 ウ 様々な組織との連絡調整</p> <p><u>また、運営に当たっては、被災者の安全性や良好な生活環境の確保、災害時要援護者支援、男女双方の視点への配慮などの観点から、次の点に留意する。</u></p> <p>&lt; 略 &gt;</p>	<p>第7章 避難所の運営 5 避難所の運営に関する視点</p> <p><u>また、避難所の運営に当たっては、被災者の安全性や良好な生活環境の確保、災害時要援護者支援、性別や年齢などにとらわれない多様な視点への配慮などの観点から、次の点に留意する。</u></p> <p>&lt; 略 &gt;</p>

編 地	-	頁 67	変更前	(案) 変更後
			<p>(1) 避難所担当職員及び避難所運営協議会の運営に当たっては、女性の参画に努める。</p> <p>(2) 高齢者、障害者、病人、妊産婦等はできるだけ環境条件の良い場所に避難させる。</p> <p>(3) 視覚障害者、聴覚障害者、外国人への災害情報の提供に配慮する。</p> <p>(4) 避難所での生活が著しく困難な場合は、福祉避難所又は適切な施設への移動を考慮する。</p> <p>(5) 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮し、プライバシーの確保、着替え場所、授乳室や、トイレの確保、物資の確保、女性相談員の配置等に関する配慮を行う。</p> <p>(6) 避難所担当職員及び校長等は、避難所運営協議会の運営の助言・支援に当たる。なお、避難所担当職員は、区本部内で動員及び配置等の調整を行い、区本部内でも不足する場合は、総務局が全庁的に避難所担当職員を確保する。</p> <p>(7) 避難生活の長期化に伴い、セクハラ、高齢者や児童等への虐待等が懸念されるため、状況把握及び相談体制（男女別の相談員）の確保に努める。</p> <p>(8) 健康福祉局が実施する避難所の巡回医療（被災者の健康管理、診療、保健指導、メンタルケア等）や、防疫のための保健師の巡回等による避難所の衛生指導等に協力する。</p>	<p>ア 避難所担当職員及び避難所運営協議会の運営に当たっては、女性の参画に努める。</p> <p>イ 高齢者、障害者、病人、妊産婦等はできるだけ環境条件の良い場所に避難させる。</p> <p>ウ 視覚障害者、聴覚障害者、外国人への災害情報の提供に配慮する。</p> <p>エ 避難所での生活が著しく困難な場合は、福祉避難所又は適切な施設への移動を考慮する。</p> <p>オ 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮し、プライバシーの確保、着替え場所、授乳室や、トイレの確保、物資の確保、女性相談員の配置等に関する配慮を行う。</p> <p>カ 避難所担当職員及び校長等は、避難所運営協議会の運営の助言・支援に当たる。なお、避難所担当職員は、区本部内で動員及び配置等の調整を行い、区本部内でも不足する場合は、総務局が全庁的に避難所担当職員を確保する。</p> <p>キ 避難生活の長期化に伴い、セクハラ、高齢者や児童等への虐待等が懸念されるため、状況把握及び相談体制（男女別の相談員）の確保に努める。</p> <p>ク 健康福祉局が実施する避難所の巡回医療（被災者の健康管理、診療、保健指導、メンタルケア等）や、防疫のための保健師の巡回等による避難所の衛生指導等に協力する。</p>

編		頁	変更前	(案) 変更後
地	-	67	<p><u>(9)</u> 食料の提供に当たっては食物アレルギーのある避難者に配慮し、原材料表示や献立表の掲示等を行う。</p> <p><u>(10)</u> 防火・防犯のため、避難者への出火防止措置の指導、巡回警備等を行う。</p> <p><u>(11)</u> ペット同行避難者がいる場合は、ペット同行避難者に対し、ペット用の食料、水、ペットシート、ケージ等の避難・備蓄用品を持参し、避難するなどの指導を行う。また、ペット区画について、動物アレルギーの方などに配慮し、避難者の居住区画とは離れた場所に設置し、ペットは必ずケージに入れるか、リードにより繋ぎとめて飼育するよう指導する。</p>	<p><u>ケ</u> 食料の提供に当たっては食物アレルギーのある避難者に配慮し、原材料表示や献立表の掲示等を行う。</p> <p><u>コ</u> 防火・防犯のため、避難者への出火防止措置の指導、巡回警備等を行う。</p> <p><u>サ</u> ペット同行避難者がいる場合は、ペット同行避難者に対し、ペット用の食料、水、ペットシート、ケージ等の避難・備蓄用品を持参し、避難するなどの指導を行う。また、ペット区画について、動物アレルギーの方などに配慮し、避難者の居住区画とは離れた場所に設置し、ペットは必ずケージに入れるか、リードにより繋ぎとめて飼育するよう指導する。</p>
地	-	67	<p><u>&lt;新規&gt;</u></p>	<p><u>シ</u> <u>新型コロナウイルス等の感染症拡大防止のため、手洗い・うがい・換気のほか、トイレ・床・手すり等の清掃の励行に努める。</u></p> <p><u>ス</u> <u>避難者の定期的な体温測定など体調管理に努める。</u></p> <p><u>セ</u> <u>体調不良者は専用スペースへ誘導するなど、感染症拡大防止策を講じる。</u></p> <p><u>ソ</u> <u>障害のある方や、慢性疾患・アレルギー等の個人的な事情を抱えた方や、乳幼児や性的少数者等に可能な限り配慮し、性別や年齢などにとらわれない多様な視点に基づく避難所運営を行う。</u></p> <p><u>タ</u> <u>様々な性自認や性的指向があることを踏まえ、本人が公にしていない性自認等を他人に暴露することがないように配慮を行うとともに、男女のみの性を前提としない多様な視点を持つ。</u></p>

編 地	頁	変更前	変更後 (案)
地	- 67	<p>&lt; 避難所運営の主な内容 &gt;</p> <p><u>ア</u> 避難所施設や設備の安全点検、管理</p> <p><u>イ</u> 避難所の設営及び避難者の受入れ</p> <p><u>ウ</u> 避難者名簿の作成</p> <p><u>エ</u> 現地対策班等との連絡調整</p> <p><u>オ</u> 負傷者の救護、災害時要援護者への支援</p> <p><u>カ</u> 備蓄食料、物資等の応急配布</p> <p><u>キ</u> 飲料水、食料、生活物資等の現地対策班等への要請、受入れ、配分</p> <p><u>ク</u> 炊き出しの実施</p> <p><u>ケ</u> 避難者への被害状況や生活関連情報の提供</p> <p><u>コ</u> 住民等の安否情報の収集、提供</p> <p><u>サ</u> 避難所の生活の場の環境の整備、管理</p> <p><u>シ</u> 避難者の健康状態の把握</p> <p><u>ス</u> その他必要な事項</p>	<p>&lt; 削除 &gt;</p>
地	- 67	<p>第7章 避難所等の運営</p> <p><u>8</u> ボランティアの活用 &lt; 略 &gt;</p> <p><u>9</u> 避難所以外の被災者への対応 &lt; 略 &gt;</p> <p><u>10</u> 避難所等の閉鎖 &lt; 略 &gt;</p>	<p>第7章 避難所等の運営</p> <p><u>7</u> ボランティアの活用 &lt; 略 &gt;</p> <p><u>8</u> 避難所以外の被災者への対応 &lt; 略 &gt;</p> <p><u>9</u> 避難所等の閉鎖 &lt; 略 &gt;</p>

編		頁	変更前	(案) 変更後
地	-	69	<p>第8章 被災生活支援  第1節 応急給水対策  5 市民への応急給水等の情報の伝達  (1) 健康福祉局(保健衛生部)は、神奈川県企業庁及び都市建設局(道路部)と連携し、断水情報を収集する。</p> <p>(2) 健康福祉局(保健衛生部)及び都市建設局(道路部)は、応急給水等の情報を以下の方法で市民に的確に周知する。  ア 防災行政用同報無線(ひばり放送)  イ 防災メール  ウ 市災害情報ツイッター  エ テレビ神奈川データ放送  &lt;新規&gt;</p>	<p>第8章 被災生活支援  第1節 応急給水対策  5 市民への応急給水等の情報の伝達  (1) <u>上水道区域については、健康福祉局(保健衛生部)が神奈川県企業庁と連携し、簡易水道区域については、都市建設局(道路部)が断水情報を収集する。</u></p> <p>(2) 健康福祉局(保健衛生部)及び都市建設局(道路部)は、応急給水等の情報を以下の方法で市民に的確に周知する。  ア 防災行政用同報無線(ひばり放送)  イ 防災メール  ウ 市災害情報ツイッター  エ テレビ神奈川データ放送  オ <u>相模原市LINE公式アカウント</u></p>
地	-	80	<p>第10章 清掃対策  4 災害廃棄物処理  (1) 処理方法  ア 仮置場の確保  &lt;略&gt;  (ア) <u>一時的な仮置場</u>  <u>道路障害等の緊急的な除去が必要となる災害廃棄物の一時的な仮置場や、</u>住民が自ら持ち込む仮置場を確保する。</p>	<p>第10章 清掃対策  4 災害廃棄物処理  (1) 処理方法  ア 仮置場の確保  &lt;略&gt;  (ア) 仮置場  住民が自ら持ち込む<u>災害廃棄物の</u>仮置場を確保する。</p>

編		頁	変更前	(案) 変更後
地	-	88	<p>第13章 応急住宅対策 6 住宅の応急修理 &lt;略&gt; (1) 応急修理の対象者 応急修理の対象者は、被災時に市内に在住していた世帯で次に該当する者とする。 ア 住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では、応急修理をすることができない者 イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者 <u>&lt;新規&gt;</u></p>	<p>第13章 応急住宅対策 6 住宅の応急修理 &lt;略&gt; (1) 応急修理の対象者 応急修理の対象者は、被災時に市内に在住していた世帯で次に該当する者とする。 ア 住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では、応急修理をすることができない者 イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者 <u>ウ 災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</u></p>
地	-	92 93	<p>第15章 災害ボランティア対策 3 <u>ボランティア担当職員の配置</u> 健康福祉局は、<u>災害時におけるボランティア活動を支援し、災害ボランティアセンター等との連絡調整を円滑に行うため、市災害対策本部にボランティア担当職員を配置する。</u></p> <p>4 ボランティアの受入・支援 &lt;略&gt; 《専門ボランティア対応窓口》 専門分野 担当局 相談関係 市民局 &lt;略&gt;</p> <p>5 ボランティア活動に対する市の支援 関係各局は、災害発生時、専門ボランティア又は生活支援ボランティアの円滑な活動を促進するため、参加証及び活動用腕章の交付、ボランティア活動に必要な資機材の提供を行う。</p>	<p>第15章 災害ボランティア対策 3 <u>災害ボランティアセンターの活動支援</u> 健康福祉局は、<u>災害ボランティアセンターの迅速な設置やボランティア活動支援のため、活動拠点施設の確保や、不足する活動用備品の提供など、市が所有する資産の利活用を行うとともに、災害ボランティアセンター等との連絡調整を円滑に行うため、市災害対策本部にボランティア担当職員を配置する。</u></p> <p>4 ボランティアの受入・支援 &lt;略&gt; 《専門ボランティア対応窓口》 専門分野 担当局 相談関係 <u>・外国語</u> 市民局 &lt;略&gt;</p> <p>5 ボランティア活動に対する市の支援 関係各局は、災害発生時、専門ボランティア又は生活支援ボランティアの円滑な活動を促進するため、参加証及び活動用腕章の交付、ボランティア活動に必要な資機材の提供<u>等</u>を行う。</p>

編	頁	変更前	(案) 変更後
地	94	<p>第16章 都市機能等応急対策 第1節 電気施設の応急対策 2 目的 この対策計画は、<b>被害</b>の発生が予想される場合及び<b>被害</b>が発生した場合における東京電力パワーグリッド(株)の組織及び運営について定め、<b>人身の安全並びに設備被害の極小化を図るとともに、被害を早期に復旧する</b>ことを目的とする。</p>	<p>第16章 都市機能等応急対策 第1節 電気施設の応急対策 2 目的 この対策計画は、<b>災害</b>の発生が予想される場合及び<b>災害</b>が発生した場合における東京電力パワーグリッド(株)の組織及び運営について定め、<b>市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、電力の安定供給を行う</b>ことを目的とする。</p>
地	- 94	<p>第16章 都市機能等応急対策 第1節 電気施設の応急対策 3 災害対策態勢 &lt;略&gt; &lt;区分&gt;第2非常態勢 &lt;情勢&gt;・大規模な災害が発生した場合・大規模な災害の発生が予想される場合・電気事故並びにサイバー攻撃による突発的な広範囲停電が発生した場合 <b>&lt;新規&gt;</b></p> <p>&lt;区分&gt;第3非常態勢 &lt;情勢&gt;・大規模な災害が発生し、停電復旧に長期化が予想される場合・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合・警戒宣言が発表された場合 <b>&lt;新規&gt;</b></p>	<p>第16章 都市機能等応急対策 第1節 電気施設の応急対策 3 災害対策態勢 &lt;略&gt; &lt;区分&gt;第2非常態勢 &lt;情勢&gt;・大規模な災害が発生した場合・大規模な災害の発生が予想される場合・電気事故並びにサイバー攻撃による突発的な広範囲停電が発生した場合 <b>・東海地震注意情報が発せられた場合・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合</b></p> <p>&lt;区分&gt;第3非常態勢 &lt;情勢&gt;・大規模な災害が発生し、停電復旧に長期化が予想される場合 <b>・電力供給区域あるいは事業所のある都</b>・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合・警戒宣言が発表された場合・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合</p>
地	95	<p>第16章 都市機能等応急対策 第1節 電気施設の応急対策 5 市及び関係機関との情報連絡 (1) NTT災害時優先電話等により連絡<b>態勢</b>を確保する。 (2) デジタル地域防災無線を活用し、市災害対策本部と連絡を図る。必要に応じて、連絡要員を市災害対策本部に派遣する。</p>	<p>第16章 都市機能等応急対策 第1節 電気施設の応急対策 5 市及び関係機関との情報連絡 (1) NTT災害時優先電話等により連絡<b>体制</b>を確保する。 (2) デジタル地域防災無線を活用し、市災害対策本部と連絡を図る。必要に応じて、連絡要員を市災害対策本部に派遣する。</p>

編	頁	変更前	変更後 (案)
地	95	<p>第16章 都市機能等応急対策  第1節 電気施設の応急対策  7 市民への停電情報の伝達  (1) 東京電力パワーグリッド株式会社は、停電が発生した際には、ホームページ等により停電情報を周知する。  (2) 市は、東京電力パワーグリッド株式会社と連携を図り、停電情報を以下の方法で市民に的確に周知する。  ア 防災行政用同報無線(ひばり放送)  イ 防災メール  ウ 市災害情報ツイッター  エ テレビ神奈川データ放送  &lt;新規&gt;</p>	<p>第16章 都市機能等応急対策  第1節 電気施設の応急対策  7 市民への停電情報の伝達  (1) 東京電力パワーグリッド株式会社は、停電が発生した際には、ホームページ等により停電情報を周知する。  (2) 市は、東京電力パワーグリッド株式会社と連携を図り、停電に<u>関連する</u>情報を以下の方法で市民に的確に周知する。  ア 防災行政用同報無線(ひばり放送)  イ 防災メール  ウ 市災害情報ツイッター  エ テレビ神奈川データ放送  オ <u>相模原市LINE公式アカウント</u></p>
地	95	<p>第16章 都市機能等応急対策  第1節 電気施設の応急対策  8 復旧対策  (2) 関係機関との調整  イ 財政局(財政部)は、停電の復旧に当たり、土砂や倒木等の障害物により<u>復旧箇所に到達することができない</u>などの情報を得た場合、関係機関との連携の下、停電の範囲など道路啓開の優先度を判断するために必要な情報を収集し、災害対策本部に報告する。</p>	<p>第16章 都市機能等応急対策  第1節 電気施設の応急対策  8 復旧対策  (2) 関係機関との調整  イ 財政局(財政部)は、停電の復旧に当たり、土砂<u>崩落</u>や倒木等の障害物により<u>道路寸断</u>などの情報を得た場合、関係機関との連携の下、停電の範囲など道路啓開の優先度を判断するために必要な情報を収集し、災害対策本部に報告する。</p>

編		頁	変更前	(案) 変更後
地	-	103	<p>第16章 都市機能等応急対策  第5節 下水道施設の応急対策  3 応急対策  &lt;略&gt;  (2) <u>管きよ</u>  <u>ア 管の破損、陥没等</u>によって排水不良となった箇所の復旧を優先し、可搬式エンジンポンプによる強制排水、既設管の応急復旧、仮設排水管の敷設等により、早期に排水機能の回復を行う。  <u>イ 取付管については、枝線管きよの応急復旧と同時に、布設替え又は仮設排水管等で復旧作業を行う。</u></p>	<p>第16章 都市機能等応急対策  第5節 下水道施設の応急対策  3 応急対策  &lt;略&gt;  (2) <u>管路</u>  <u>管路の破損等</u>によって排水不良となった箇所の復旧を優先し、可搬式エンジンポンプによる強制排水、既設管の応急復旧、仮設排水管の布設等により、早期に排水機能の回復を行う。  <u>&lt;削除&gt;</u></p>
地	-	107	<p>第16章 都市機能等応急対策  第7節 東日本旅客鉄道(株)の応急対策  2 災害時の活動体制  &lt;略&gt;  (2) 情報連絡体制  &lt;略&gt;  ウ 市、防災関係機関との連絡  (ア) 市及び防災関係機関との連絡は、一般電話回線、衛星電話、<u>PHS</u>、防災無線等を用いて、交通の停止又は途絶が解消されるまで状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有に努め、また、通信が途絶した場合等は、連絡要員を市災害対策本部に派遣する。</p>	<p>第16章 都市機能等応急対策  第7節 東日本旅客鉄道(株)の応急対策  2 災害時の活動体制  &lt;略&gt;  (2) 情報連絡体制  &lt;略&gt;  ウ 市、防災関係機関との連絡  (ア) 市及び防災関係機関との連絡は、一般電話回線、衛星電話、防災無線等を用いて、交通の停止又は途絶が解消されるまで状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有に努め、また、通信が途絶した場合等は、連絡要員を市災害対策本部に派遣する。</p>

編		頁	変更前	(案) 変更後
地	-	110	<p>第16章 都市機能等応急対策  第8節 小田急電鉄(株)の応急対策  2 災害時の活動体制  (1) 組織体制  ア 災害対策本部の設置  &lt;略&gt;  (ウ) 本社と現地の連絡は、運輸<b>指令</b>所が中継する。  &lt;略&gt;  (2) 情報連絡体制  ア 社内における体制  (ア) 運輸<b>指令</b>所で情報を集約する。  (イ) 駅と運輸<b>指令</b>所間の連絡は専用電話を用いる。  &lt;略&gt;  ウ 市、防災関係機関  (ア) 市、防災関係機関との連絡は、一般電話回線、衛星電話、<b>P.H.S.</b>、防災無線等を用いて、交通の停止又は途絶が解消されるまで状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有に努める。</p>	<p>第16章 都市機能等応急対策  第8節 小田急電鉄(株)の応急対策  2 災害時の活動体制  (1) 組織体制  ア 災害対策本部の設置  &lt;略&gt;  (ウ) 本社と現地の連絡は、運輸<b>司令</b>所が中継する。  &lt;略&gt;  (2) 情報連絡体制  ア 社内における体制  (ア) 運輸<b>司令</b>所で情報を集約する。  (イ) 駅と運輸<b>司令</b>所間の連絡は専用電話を用いる。  &lt;略&gt;  ウ 市、防災関係機関  (ア) 市、防災関係機関との連絡は、一般電話回線、衛星電話、<b>携帯電話</b>、防災無線等を用いて、交通の停止又は途絶が解消されるまで状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有に努める。</p>
地	-	113	<p>第16章 都市機能等応急対策  第9節 京王電鉄(株)の応急対策  2 災害時の活動体制  &lt;略&gt;  (2) 情報連絡体制  &lt;略&gt;  ウ 市、防災関係機関  (ア) 市、防災関係機関との連絡は、一般電話回線、衛星電話、<b>P.H.S.</b>、防災無線等を用いて、交通の停止又は途絶が解消されるまで状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有に努める。</p>	<p>第16章 都市機能等応急対策  第9節 京王電鉄(株)の応急対策  2 災害時の活動体制  &lt;略&gt;  (2) 情報連絡体制  &lt;略&gt;  ウ 市、防災関係機関  (ア) 市、防災関係機関との連絡は、一般電話回線、衛星電話、<b>防災無線</b>等を用いて、交通の停止又は途絶が解消されるまで状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有に努める。</p>

編		頁	変更前	(案) 変更後
地	-	117	<p>第17章 文教・保育対策  第1節 文教対策  4 災害対応  (1)教育局の災害対応  ア 災害時における学校及び教育機関が行う児童・生徒及び施設利用者等の安全確保、<u>応急教育などの防災対策について</u>、指導・助言、情報提供を行う。  &lt;略&gt;  (2)学校の災害対応  災害時の対応は次のように行うが、具体的な対応は学校防災計画(<u>学校安全の手引き 地震編</u>)による。</p>	<p>第17章 文教・保育対策  第1節 文教対策  4 災害対応  (1)教育局の災害対応  ア 災害時における学校及び教育機関が行う児童・生徒及び施設利用者等の安全確保、<u>正常な学校教育活動が実施されるまでの間の応急教育などについて</u>、指導・助言、情報提供を行う。  &lt;略&gt;  (2)学校の災害対応  災害時の対応は次のように行うが、具体的な対応は学校防災計画(<u>学校安全計画</u>)及び<u>学校安全の手引(地震編)</u>による。</p>
地	-	118	<p>第17章 文教・保育対策  第1節 文教対策  6 文化財  (1)文化財が被災した場合に、所有者又は管理者は、教育局に被災状況を報告する。  (2)教育局は、前号の報告を受けた場合、<u>被災文化財の被害拡大を防止するための応急措置を実施するよう所有者又は管理者に対し指示する</u>。また、指定等の区分に応じ、文化庁あるいは県教育委員会に文化財の被災状況を報告する。</p>	<p>第17章 文教・保育対策  第1節 文教対策  6 文化財  (1)文化財が被災した場合に、所有者又は管理者は、教育局に被災状況<u>等</u>を報告する。  (2)教育局は、前号の報告を受けた場合、<u>被災状況を確認するとともに被災文化財の被害拡大を防止するための必要な措置を実施するよう所有者又は管理者に対し勧告する</u>。また、指定等の区分に応じ、文化庁あるいは県教育委員会に文化財の被災状況を報告する。</p>

編		頁	変更前	(案) 変更後
地	-	128	<p>第2章 被災者への生活支援  第1節 災害復旧事業計画の策定  4 罹災証明書等の発行  (2)申請及び発行窓口  罹災証明書、罹災届出証明書の申請及び発行の窓口は、区役所、まちづくりセンター（橋本まちづくりセンター、本庁地域まちづくりセンター、大野南まちづくりセンターを除く）とする。なお、火災による罹災証明書の発行は、各消防署・分署等で行う。</p>	<p>第2章 被災者への生活支援  第1節 災害復旧事業計画の策定  4 罹災証明書等の発行  (2)申請及び発行窓口  罹災証明書、罹災届出証明書の申請及び発行の窓口は、区役所、まちづくりセンター（橋本まちづくりセンター、本庁地域まちづくりセンター、大野南まちづくりセンターを除く）、出張所とする。なお、火災による罹災証明書の発行は、各消防署・分署等で行う。</p>
地	-	134	<新規>	<p>第2章 被災者への生活支援  第5節 宅地内堆積土砂混じりがれき対策  1 基本方針  被災者の生活再建に著しい支障を及ぼしている民有宅地内に流入した土石、竹木等（以下、「宅地内堆積土砂混じりがれき」という。）について、宅地所有者が自力で撤去が困難な場合、または道路への二次災害など公益上の支障を及ぼすおそれがある場合、災害救助法に基づき市長が撤去を行う。</p>

編		頁	変更前	(案) 変更後																						
地	-	134	<新規>	<p>第2章 被災者への生活支援 第5節 宅地内堆積土砂混じりがれき対策 2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="1218 379 2085 882"> <thead> <tr> <th></th> <th>担当部署</th> <th>時期</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市担当</td> <td rowspan="2">都市建設局（下水道部）</td> <td>●</td> <td>宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去に係る申請会場確保等の事前準備に関する事。</td> </tr> <tr> <td>▲</td> <td>宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去に関する事。</td> </tr> <tr> <td>財政局（財政部）</td> <td>●</td> <td>宅地内堆積土砂混じりがれきの仮置場の確保に関する事。</td> </tr> <tr> <td>環境経済局（資源循環部）</td> <td>▲</td> <td>撤去した廃棄物の処分に関する事。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">関係機関</td> <td>（一社）相模原市建設業協会</td> <td rowspan="3">-</td> <td rowspan="3">宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去への協力に関する事。</td> </tr> <tr> <td>相模原造園協同組合</td> </tr> <tr> <td>相模原市津久井地区建設業連絡協議会</td> </tr> </tbody> </table>		担当部署	時期	項目	市担当	都市建設局（下水道部）	●	宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去に係る申請会場確保等の事前準備に関する事。	▲	宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去に関する事。	財政局（財政部）	●	宅地内堆積土砂混じりがれきの仮置場の確保に関する事。	環境経済局（資源循環部）	▲	撤去した廃棄物の処分に関する事。	関係機関	（一社）相模原市建設業協会	-	宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去への協力に関する事。	相模原造園協同組合	相模原市津久井地区建設業連絡協議会
	担当部署	時期	項目																							
市担当	都市建設局（下水道部）	●	宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去に係る申請会場確保等の事前準備に関する事。																							
		▲	宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去に関する事。																							
	財政局（財政部）	●	宅地内堆積土砂混じりがれきの仮置場の確保に関する事。																							
	環境経済局（資源循環部）	▲	撤去した廃棄物の処分に関する事。																							
関係機関	（一社）相模原市建設業協会	-	宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去への協力に関する事。																							
	相模原造園協同組合																									
	相模原市津久井地区建設業連絡協議会																									
地	-	134	<新規>	<p>第2章 被災者への生活支援 第5節 宅地内堆積土砂混じりがれき対策 3 宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去 (1) 宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去を行う場合 ア 原則 災害により、土石流等を原因として流れ出した流木や岩石が混じった土砂等が堆積している地区については、原則として、宅地所有者等において撤去する。 イ 市が行う場合 市災害対策本部で把握した被災地区の被災状況や、防災関係機関の意見及び周囲の状況等を考慮した上で、1基本方針にしたがい市が撤去する。 (2) 実施機関 宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去は、都市建設局が行う。</p>																						

編		頁	変更前	(案) 変更後
地	-	134	<新規>	<p>第2章 被災者への生活支援  第5節 宅地内堆積土砂混じりがれき対策  3 宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去  &lt;略&gt;  (3) 宅地内堆積土砂混じりがれき撤去の実施  撤去にあたっては、被災状況に応じてその都度実施要綱を作成し、その要綱に基づき法面崩落等の二次被害に遭わないよう、関係機関と連携しながら、作業員等の安全を十分に確保した上で実施する。</p> <p>ア 広報  宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去申請に関する情報は、広報紙、防災メール等により周知する。</p> <p>イ 民有宅地等の所有者による申請  宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去を希望する者は、撤去申請書により申請を行う。</p> <p>ウ 職員による現地確認及び審査  申請書受付後、撤去対象の民有宅地の詳細な被害状況を把握するために、職員による現地確認を行い、把握した被害状況等をもとに申請内容の審査を行う。</p> <p>エ 撤去の実施  宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去を行うこととした場合は、関係機関と連携して撤去を実施する。</p>

編		頁	変更前	(案) 変更後
地	-	135	<u>&lt;新規&gt;</u>	<p><u>第2章 被災者への生活支援</u>  <u>第5節 宅地内堆積土砂混じりがれき対策</u>  4 仮置場の確保  <u>財政局は、撤去した宅地内堆積土砂混じりがれきの仮置場を、(総則・予防計画編第2款「第5章応急対策への備え」予 76参照)に基づき、迅速に確保する。</u></p> <p><u>5 撤去した廃棄物の処分</u>  <u>環境経済局は、撤去した宅地内堆積土砂混じりがれきを、(「第10章 清掃対策」地 80参照)に基づき、迅速に処分する。</u></p> <p><u>6 ボランティアとの連携</u>  <u>宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去に当たっては、災害ボランティアセンターと連携して事業の速やかな実施に努める。</u></p>
地	-	136	<p>第3章 災害復興計画  第1節 災害復興体制の確立  1 基本方針  大規模な災害により市内に甚大な被害が発生した場合、被災地域を防災性の高い快適で活力あるまちとして復興するために、市街地及び都市基盤施設の復興を行うとともに、生活再建及び地域経済の復興支援が必要である。  そのために、迅速に災害復興体制を確立して被災状況調査を行い、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)に基づき、復興計画を策定する。  <u>&lt;新規&gt;</u></p>	<p>第3章 災害復興計画  第1節 災害復興体制の確立  1 基本方針  大規模な災害により市内に甚大な被害が発生した場合、被災地域を防災性の高い快適で活力あるまちとして復興するために、市街地及び都市基盤施設の復興を行うとともに、生活再建及び地域経済の復興支援が必要である。  そのために、迅速に災害復興体制を確立して被災状況調査を行い、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)に基づき、復興計画を策定する。  <u>なお、復興体制の確立及び復興計画の策定にあたっては、『災害復興計画策定マニュアル』に基づき、行うものとする。</u></p>

編		頁	変更前	変更後 (案)
地	-	136	<p>第3章 災害復興計画  第1節 災害復興体制の確立  4 復興計画の策定</p> <p>被災状況等から、大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市となった場合は、復興整備事業及び復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業、地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業の実施等を行うため、復興計画を策定する。</p> <p><u>また、復興計画の策定に際しては、県及び近隣自治体等と広域的な連携を図るものとする。</u></p>	<p>第3章 災害復興計画  第1節 災害復興体制の確立  4 復興計画の策定</p> <p>被災状況等から、大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市となった場合は、復興整備事業及び復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業、地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業の実施等を行うため、復興計画を策定する。</p> <p><u>市は、復興に係る総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、災害復興本部を設置する。</u></p> <p><u>災害復興本部は市災害対策本部の構成員を中心とした組織とし、災害復興本部各部の連絡調整は、市長公室が担当する。</u></p> <p><u>復興計画策定においては、市長公室が全庁的な調整を行い、そのうち復興整備事業については都市建設局が取りまとめる。また関係各局はその他復興に必要な個別具体的な事業を担当する。なお、特定被災市とならない場合であっても、被害の影響、態様、その他の状況から、市民の生活再建や地域経済の復興など、被災地域の円滑、迅速な復興支援が必要な場合もことから、「相模原市災害復興計画策定マニュアル」を活用し、関係各局の役割に基づき復興事業を担当する。</u></p>

編		頁	変更前	(案) 変更後
地	-	137	<p>第3章 災害復興計画 第1節 災害復興体制の確立 4 復興計画の策定 (2) 計画策定のプロセス</p> <p><u>市は、復興に係る総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、災害復興本部を設置する。災害復興本部は市災害対策本部の構成員を中心とした組織とし、災害復興本部各部の連絡調整は、市長公室が担当する。</u></p> <p><u>復興計画策定においては、市長公室が全庁的な調整を行い、そのうち復興整備事業については都市建設局が取りまとめる。また関係各局はその他復興に必要な個別具体的な事業を担当する。</u></p> <p>災害復興本部では、市としての方針を定め、学識経験者、市民の意見反映、庁内各局、県、国等との調整に基づき、復興計画の策定を行う。</p> <p>なお、復興計画を策定していく過程においては、復興施策等は報道機関等の協力を得て広報し、市民への周知と施策の実行を促進する。</p> <p>また、市民の意見集約に当たっては、男女共同参画の考え方及び災害時要援護者をはじめとした多様な主体の視点に立った具体的な提案を出しやすい環境を整備する。</p>	<p>第3章 災害復興計画 第1節 災害復興体制の確立 4 復興計画の策定 (2) 計画策定のプロセス</p> <p><u>復興計画の策定に際しては、県及び近隣自治体等と広域的な連携を図るものとする。</u></p> <p>災害復興本部では、市としての方針を定め、学識経験者、市民の意見反映、庁内各局、県、国等との調整に基づき、復興計画の策定を行う。</p> <p>なお、復興計画を策定していく過程においては、復興施策等は報道機関等の協力を得て広報し、市民への周知と施策の実行を促進する。</p> <p>また、市民の意見集約に当たっては、男女共同参画の考え方及び災害時要援護者をはじめとした多様な主体の視点に立った具体的な提案を出しやすい環境を整備する。</p>
地	-	138	<p>第3章 災害復興計画 第2節 市街地・都市基盤施設の復興 1 基本方針</p> <p>大規模な災害により市街地に甚大な被害が発生した場合、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）に基づき、市街地及び都市基盤施設の復興を行う。</p> <p><u>また、大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市となった場合には、市が策定する復興計画に即した復興を行う。</u></p>	<p>第3章 災害復興計画 第2節 市街地・都市基盤施設の復興 1 基本方針</p> <p>大規模な災害により市街地に甚大な被害が発生した場合、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）に基づき、市街地及び都市基盤施設の復興を行う。</p> <p>また、市が策定する復興計画に即した復興を行う。</p>

編		頁	変更前	(案) 変更後
地	-	141 ~ 157	<u>第3款 東海地震事前対策計画</u>	<u>地震災害対策計画編から資料編へそのまま移行し、掲載いたします。</u>
地	-	141 ~ 157	<u>&lt;新規&gt;</u>	<u>第3款 南海トラフ地震対策（相模原市地域防災計画修正案の該当ページをご参照ください。）</u>

編		頁	変更前	(案) 変更後
風	-	8	<p>第1款 風水害応急対策  第1章 市災害対策本部活動  第2節 動員体制  9 活動要員への支援体制  &lt;略&gt;  (1) <u>広域応援による活動要員及び</u>遠方からの動員職員用の応急宿泊施設として、状況に応じて市有施設などを確保する。  (2) 市役所本庁舎、区役所、まちづくりセンター、公民館、消防施設等の災害対策活動拠点及び職員福利厚生施設に休憩等の設備を確保するとともに、応急食料、飲料水、生活資材を調達、確保する。  (3) 対策活動が長期間継続する場合、応急対策活動の状況の推移に応じて順次交代制の勤務体制へと移行する。  <u>(4) 動員職員に対し、活動用の装備品を調達、確保する。</u></p>	<p>第1款 風水害応急対策  第1章 市災害対策本部活動  第2節 動員体制  9 活動要員への支援体制  &lt;略&gt;。  (1) 遠方からの動員職員用の応急宿泊施設として、状況に応じて市有施設などを確保する。  (2) 市役所本庁舎、区役所、まちづくりセンター、公民館、消防施設等の災害対策活動拠点及び職員福利厚生施設に休憩等の設備を確保するとともに、応急食料、飲料水、生活資材<u>等</u>を調達、確保する。  (3) 対策活動が長期間継続する場合、応急対策活動の状況の推移に応じて順次交代制の勤務体制へと移行する。  <u>&lt;削除&gt;</u></p>
風	-	10	<p>第1章 市災害対策本部活動  第3節 気象警報・注意報  4 風水害と関連のある注意報、警報等の種別、発表基準等  (1) 気象注意報  &lt;略&gt;  洪水注意報：洪水によって、被害が予想される場合で、下表の基準に到達することが予想される場合  流域雨量指数が、境川流域で<u>1.6</u>、鳩川流域で<u>1.1.8</u>、串川流域で<u>5.6</u>  複合基準が、鳩川流域(<u>7.1.1.8</u>)境川流域(<u>5.1.6</u>)、相模川流域(<u>1.2.4.2.9</u>)  指定河川洪水予報による基準 相模川中流域[上依知]</p>	<p>第1章 市災害対策本部活動  第3節 気象警報・注意報  4 風水害と関連のある注意報、警報等の種別、発表基準等  (1) 気象注意報  &lt;略&gt;  洪水注意報：洪水によって、被害が予想される場合で、下表の基準に到達することが予想される場合  流域雨量指数が、境川流域で<u>1.4.8</u>、鳩川流域で<u>1.2.4</u>、串川流域で<u>7.2</u>  複合基準(<u>表面雨量指数、流域雨量指数</u>)が、鳩川流域(<u>8.6.8</u>)境川流域(<u>6.1.4.8</u>)、相模川流域(<u>1.0.4.3.5</u>)  指定河川洪水予報による基準 相模川中流域[上依知]</p>

編		頁	変更前	(案) 変更後
風	-	11	<p>第1章 市災害対策本部活動  第3節 気象警報・注意報  4 風水害と関連のある注意報、警報等の種別、発表基準等  (2) 気象警報  &lt;略&gt;  洪水警報：洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、次の基準に到達することが予想される場合  流域雨量指数が境川流域で<u>2.0</u>、鳩川流域で<u>1.4.8</u>、串川流域で<u>7</u>  複合基準が、境川流域(<u>8.18</u>)相模川流域(<u>14.60.3</u>)  指定河川洪水予報による基準 相模川中流[上依知]</p> <p>&lt;略&gt;  (注) ・この基準は令和元年5月30日現在のものである。</p>	<p>第1章 市災害対策本部活動  第3節 気象警報・注意報  4 風水害と関連のある注意報、警報等の種別、発表基準等  (2) 気象警報  &lt;略&gt;  洪水警報：洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、次の基準に到達することが予想される場合  流域雨量指数が境川流域で<u>1.8.6</u>、鳩川流域で<u>1.5.6</u>、串川流域で<u>9</u>  複合基準(表面雨量指数、流域雨量指数)が、境川流域(<u>9.16.7</u>)相模川流域(<u>13.61.2</u>)  指定河川洪水予報による基準 相模川中流[上依知]</p> <p>&lt;略&gt;  (注) ・この基準は令和2年8月6日現在のものである。</p>
風	-	12	<p>第1章 市災害対策本部活動  第3節 気象警報・注意報  4 風水害と関連のある注意報、警報等の種別、発表基準等  (3) 特別警報  &lt;略&gt;  大雨：台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量(48時間降水量が561mm、3時間降水量が171mm、土壌雨量指数が306)となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合  (48時間雨量が531mm、3時間雨量が171mm、土壌雨量指数が296)  &lt;略&gt;  (注) ・この基準は令和2年3月26日現在のものである。</p>	<p>第1章 市災害対策本部活動  第3節 気象警報・注意報  4 風水害と関連のある注意報、警報等の種別、発表基準等  (3) 特別警報  &lt;略&gt;  大雨：台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量(48時間降水量が561mm、3時間降水量が171mm、土壌雨量指数が306)となる大雨が予想される場合  過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数となる大雨が予想される場合</p> <p>&lt;略&gt;  (注) ・この基準は令和2年5月26日現在のものである。</p>

編		頁	変更前	(案) 変更後
風	-	12	<p>第1章 市災害対策本部活動  第3節 気象警報・注意報  5 各種気象通報等  横浜地方気象台及び防災関係機関は、関係協定に基づき、次の気象通報を行う。  (1) 火災気象通報  横浜地方気象台は、県内の気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、<u>次の基準により、緊急防災情報ネットワーク又は県防災行政通信網ファクシミリ</u>により県安全防災局災害対策課に通報する。</p>	<p>第1章 市災害対策本部活動  第3節 気象警報・注意報  5 各種気象通報等  横浜地方気象台及び防災関係機関は、関係協定に基づき、次の気象通報を行う。  (1) 火災気象通報  横浜地方気象台は、県内の気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、<u>次の基準に従い、計算機システム</u>により県くらし安全防災局防災部災害対策課に通報する。</p>
風	-	14	<p>第1章 市災害対策本部活動  第3節 気象警報・注意報  7 予報・警報等の伝達系統図  &lt;略&gt;  <u>(株)NTTソルコ仙台センター</u> (警報のみ)</p>	<p>第1章 市災害対策本部活動  第3節 気象警報・注意報  7 予報・警報等の伝達系統図  &lt;略&gt;  <u>(株)NTT東日本</u> (警報のみ)</p>
風	-	15	<p>第1章 市災害対策本部活動  第4節 土砂災害警戒情報  2 実地主体  &lt;項目&gt;</p>	<p>第1章 市災害対策本部活動  第4節 土砂災害警戒情報  2 実地主体  &lt;項目&gt; 項目の全てに「<u>に關すること</u>」を追加</p>
風	-	15	<p>第1章 市災害対策本部活動  第4節 土砂災害警戒情報  4 土砂災害警戒情報の伝達  土砂災害警戒情報の伝達については、次の系統図に基づき伝達する。  また、健康福祉局、こども若者未来局及び教育局は、土砂災害警戒区域等の危険区域内にある高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第4項）の管理者等へ、その旨を連絡する。</p>	<p>第1章 市災害対策本部活動  第4節 土砂災害警戒情報  4 土砂災害警戒情報の伝達  土砂災害警戒情報の伝達については、次の系統図に基づき伝達する。  また、<u>本部事務局</u>、健康福祉局、こども・若者未来局及び教育局は、土砂災害警戒区域等の危険区域内にある高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第4項）の管理者等へ、その旨を連絡する。</p>

編	頁	変更前	変更後 (案)
風	- 16	第1章 市災害対策本部活動 第4節 土砂災害警戒情報 4 土砂災害警戒情報の伝達 <略> 県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び横浜地方気象台 市民等・防災関係機関  <u>市</u> 市民等・防災関係機関	第1章 市災害対策本部活動 第4節 土砂災害警戒情報 4 土砂災害警戒情報の伝達 <略> 県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び横浜地方気象台 <u>エリアメール</u> 市民等・防災関係機関  <u>本部事務局</u> <u>関係各局</u> 市民等・防災関係機関
風	- 16	第1章 市災害対策本部活動 第4節 土砂災害警戒情報 5 土砂災害防止法の対象施設に伝達する手段及び情報について (1) 対象施設への情報伝達方法について <略> <u>&lt;新規&gt;</u>	第1章 市災害対策本部活動 第4節 土砂災害警戒情報 5 土砂災害防止法の対象施設に伝達する手段及び情報について (1) 対象施設への情報伝達方法について <略> <u>本部事務局は、防災メール等を活用し、事前に申し出のあった対象施設へ情報を伝達する。</u> <u>健康福祉局、こども・若者未来局及び教育局は、その他の手段を活用し、対象施設へ情報を伝達する。</u>
風	- 17	第1章 市災害対策本部活動 第5節 洪水予報 2 実施主体 <担当部署> 健康福祉局(地域包括ケア推進部、生活福祉部)	第1章 市災害対策本部活動 第5節 洪水予報 2 実施主体 <担当部署> 健康福祉局(地域包括ケア推進部、生活福祉部、 <u>保健衛生部</u> )

編	頁	変更前	変更後 (案)
風	- 18	<p>第1章 市災害対策本部活動 第5節 洪水予報 4 洪水予報等の伝達系統 &lt;略&gt; (1) 相模川中流洪水予報の伝達系統図</p> <p><u>(株)NTT ネクシア仙台センター</u>(警報のみ)</p>	<p>第1章 市災害対策本部活動 第5節 洪水予報 4 洪水予報等の伝達系統 &lt;略&gt; (1) 相模川中流洪水予報の伝達系統図 本部事務局_要配慮者利用施設</p> <p><u>(株)NTT 東日本</u>(警報のみ)</p>
風	- 18	<p>第1章 市災害対策本部活動 第5節 洪水予報 4 洪水予報等の伝達系統 &lt;略&gt; (2) 境川、鳩川、串川及び道保川の水位到達情報の伝達系統図</p>	<p>第1章 市災害対策本部活動 第5節 洪水予報 4 洪水予報等の伝達系統 &lt;略&gt; (2) 境川、鳩川、串川及び道保川の水位到達情報の伝達系統図 本部事務局_要配慮者利用施設</p>
風	- 18	<p>第1章 市災害対策本部活動 第5節 洪水予報 5 水防法の対象施設に伝達する手段及び情報について (1) 対象施設への情報伝達方法について 水防法15条及び土砂災害防止法第8条に規定する対象施設への情報伝達手段としてはFAX、防災メール等とする。 <u>&lt;新規&gt;</u></p>	<p>第1章 市災害対策本部活動 第5節 洪水予報 5 水防法の対象施設に伝達する手段及び情報について (1) 対象施設への情報伝達方法について 水防法15条に規定する対象施設への情報伝達手段としてはFAX、防災メール等とする。 <u>本部事務局は、防災メール等を活用し、事前に申し出のあった対象施設へ情報を伝達する。</u> <u>健康福祉局、こども・若者未来局及び教育局は、その他の手段を活用し、対象施設へ情報を伝達する。</u></p>

編		頁	変更前	(案) 変更後
風	-	20	第1章 市災害対策本部活動 第6節 通信の運用 1 実施主体 <担当部署> 本部事務局、消防局、区本部 <項目> 衛星携帯電話、簡易無線等の通信機器の運用に関するこ と。	第1章 市災害対策本部活動 第6節 通信の運用 1 実施主体 <担当部署> 本部事務局、消防局、区本部 <項目> 衛星携帯電話、簡易無線、 <u>災害用スマートフォン</u> 等の通 信機器の運用に関するこ。
風	-	22	第1章 市災害対策本部活動 第6節 通信の運用 5 防災行政用同報無線（ひばり放送）の運用 （1）無線局の種別 用途 表	第1章 市災害対策本部活動 第6節 通信の運用 5 防災行政用同報無線（ひばり放送）の運用 （1）無線局の種別 用途 <u>表中の記載を左寄せ</u>
風	-	23	第1章 市災害対策本部活動 第6節 通信の運用 6 県防災行政通信網の運用 （表 設置場所） 【電話機】 消防局 予防課・警防課・ <u>救急課</u> 、指令課、情報処理室 3階災害対策室、 <u>3階和室</u> 、4階講堂 【一斉受令用ファクシミリ・一斉受令用端末】 消防指令センター <u>消防局指令課（通信指令室）</u>	第1章 市災害対策本部活動 第6節 通信の運用 6 県防災行政通信網の運用 （表 設置場所） 【電話機】 消防局 予防課、警防課、指令課、情報処理室 3階災害対策室、4階講堂 【一斉受令用ファクシミリ・一斉受令用端末】 消防指令センター <u>緊急対策課</u>

編		頁	変更前	(案) 変更後
風	-	24	<p>第1章 市災害対策本部活動 第7節 災害情報の収集伝達 1 実施主体 &lt;担当部署&gt; 財政局（財政部・税務部）、<u>&lt;新規&gt;</u> &lt;項目&gt; 住家及び市有建物の被害調査に関すること。</p> <p><u>&lt;新規&gt;</u></p>	<p>第1章 市災害対策本部活動 第7節 災害情報の収集伝達 1 実施主体 &lt;担当部署&gt; 財政局（財政部・税務部）、<u>区本部</u> &lt;項目&gt; 住家及び市有建物の被害調査に関すること。</p> <p>&lt;担当部署&gt; <u>都市建設局（道路部）</u> &lt;時期&gt; _____ &lt;項目&gt; <u>道路被害調査に関すること。</u></p>
風	-	24	<p>第1章 市災害対策本部活動 第7節 災害情報の収集伝達 3 被害状況等の収集体制の確立 (1) 情報収集・伝達体制の確立 関係各局は、所管事項等の被害状況を調査し、活動状況等と併せて本部事務局へ報告するとともに、応急対策活動に必要な関連情報等は、本部事務局から収集する。本部事務局は、災害の状況により現地情報収集班（オートバイ隊）を運用して情報収集に努める。</p>	<p>第1章 市災害対策本部活動 第7節 災害情報の収集伝達 3 被害状況等の収集体制の確立 (1) 情報収集・伝達体制の確立 関係各局は、所管事項等の被害状況を調査し、活動状況等と併せて本部事務局へ報告するとともに、応急対策活動に必要な関連情報等は、本部事務局から収集する。本部事務局は、災害の状況により現地情報収集班（オートバイ隊）<u>の運用や協定締結先に無人航空機（ドローン）による支援を要請し、</u>情報収集に努める。</p>
風	-	25	<p>第1章 市災害対策本部活動 第7節 災害情報の収集伝達 4 被害調査 (1) 住家等被害調査 財政局（税務部）は、区本部と連携して被害調査班（<u>1班2人</u>）を編成し、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成30年3月 内閣府）・参考資料（平成30年3月）及び「浸水等による住宅被害の認定について（平成16年 内閣府）」に基づいて調査を実施する。また、調査結果を取りまとめ、本部事務局及び区本部（罹災証明書発行担当）へ報告する。</p>	<p>第1章 市災害対策本部活動 第7節 災害情報の収集伝達 4 被害調査 (1) 住家等被害調査 財政局（税務部）は、区本部と連携して被害調査班を編成し、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成30年3月 内閣府）・参考資料（平成30年3月）及び「浸水等による住宅被害の認定について（平成16年 内閣府）」に基づいて調査を実施する。また、調査結果を取りまとめ、本部事務局及び区本部（罹災証明書発行担当）へ報告する。</p>

編		頁	変更前	(案) 変更後
風		25	<p>第1章 市災害対策本部活動 第7節 災害情報の収集伝達 5 被災者台帳の作成 (1)被災者台帳の作成 区本部は関係各局と連携し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行うために必要と認めた場合、被災者台帳(災害復旧・復興計画 第2章 第1節 4 「(1)被災者台帳等」風 - 136参照)及び災害救助法に基づく各種報告書(第18章 「8 適用後の救助の実施」風 - 132参照)等を活用して次の被災者情報を記録した台帳の作成に努める(災害対策基本法第90条の3)。</p>	<p>第1章 市災害対策本部活動 第7節 災害情報の収集伝達 5 被災者台帳の作成 (1)被災者台帳の作成 <b>本部事務局及び</b>区本部は関係各局と連携し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行うために必要と認めた場合、被災者台帳(災害復旧・復興計画 第2章 第1節 4 「(1)被災者台帳等」風 - 136参照)及び災害救助法に基づく各種報告書等を活用して次の被災者情報を記録した台帳の作成に努める(災害対策基本法第90条の3)。</p>
風	-	27 28	<p>第1章 市災害対策本部活動 第8節 災害時の広報・広聴 4 広報事項 表の広報媒体全て</p>	<p>第1章 市災害対策本部活動 第8節 災害時の広報・広聴 4 広報事項 表の広報媒体全てに<b>相模原市LINE公式アカウント</b>を追加</p>
風	-	30	<p>第1章 市災害対策本部活動 第8節 災害時の広報・広聴 9 広報・広聴活動における災害時要援護への配慮 &lt;略&gt; (2)外国人等への対応 <b>市長公室</b>は、日本語の理解が困難な外国人のために、理解しやすい日本語で対応するとともに、協定締結団体(さがみはら国際交流ラウンジ運営機構)等に対して、外国人相談窓口の設置、通訳ボランティア等の派遣などを要請する。また、<b>必要に応じて外国語による災害時の広報紙の発行、音声によるガイドなどの対策を実施する。</b></p>	<p>第1章 市災害対策本部活動 第8節 災害時の広報・広聴 9 広報・広聴活動における災害時要援護への配慮 &lt;略&gt; (2)外国人等への対応 <b>市民局</b>は、日本語の理解が困難な外国人のために、理解しやすい日本語で対応するとともに、協定締結団体(さがみはら国際交流ラウンジ運営機構)等に対して、外国人相談窓口の設置、通訳ボランティア等の派遣などを要請する。また、<b>「マイ広報さがみはら」により多言語化された災害広報紙を外国人等に周知する。</b></p>

編		頁	変更前	(案) 変更後
風	-	33	第1章 市災害対策本部活動 第9節 応援要請 6 応援部隊の受入れ <略> (3) 受援体制の確保 総務局は、他団体から行政職や土木職、保健師などを受け入れる場合、必要に応じて市の施設などから受入施設を指定し、受入体制を <b>確保</b> する。	第1章 市災害対策本部活動 第9節 応援要請 6 応援部隊の受入れ <略> (3) 受援体制の確保 総務局は、他団体から行政職や土木職、保健師などを受け入れる場合、必要に応じて市の施設などから受入施設を指定し、受入体制を <b>補完</b> する。
風	-	44	第3章 消火・避難誘導対策 第1節 災害時の消防活動 3 消防局の活動 <略> (3) 消火活動 <略> <u>&lt;新規&gt;</u>	第3章 消火・避難誘導対策 第1節 災害時の消防活動 3 消防局の活動 <略> (3) 消火活動 <略> <u>カ 消防局は、消防活動上支障となる障害物の除去、又は消火活動上有効な開口部の設定に大型重機が必要と判断した場合は、協定締結事業者に応援を要請する。</u>
風	-	45	第3章 消火・避難誘導対策 第1節 災害時の消防活動 6 消防部隊の要請と受入れ (1) 消防応援部隊の要請 消防局は、 <b>広域</b> 火災が発生し、市の通常の消防体制では対応することが困難な場合は、速やかに「神奈川県下消防相互応援協定」に基づき応援要請を行う。また、「神奈川県内消防広域応援実施計画」に基づく応援及び緊急消防援助隊を必要とする場合は、市長へ応援の要請を進言する。	第3章 消火・避難誘導対策 第1節 災害時の消防活動 6 消防部隊の要請と受入れ (1) 消防応援部隊の要請 消防局は、 <b>大規模延焼</b> 火災が発生し、市の通常の消防体制では対応することが困難な場合は、速やかに「神奈川県下消防相互応援協定」に基づき応援要請を行う。また、「神奈川県内消防広域応援実施計画」に基づく応援及び緊急消防援助隊を必要とする場合は、市長へ応援の要請を進言する。

編	頁	変更前	変更後 (案)
風	- 46	第3章 消火・避難誘導対策 第2節 避難誘導対策 2 実施主体 <担当部署> 警察署 <項目> 避難誘導、広報活動、 <u>避難者の保護等</u> に関すること	第3章 消火・避難誘導対策 第2節 避難誘導対策 2 実施主体 <担当部署> 警察署 <項目> 避難誘導、広報活動等に関すること
風	- 49	第3章 消火・避難誘導対策 第2節 避難誘導対策 7 避難誘導 <略> (2) 避難の対象地域等 <略> (ウ) <u>警察署、消防署及び消防団</u> は、災害の状況に応じ、自主防災組織等と連携を図り、避難誘導を実施する。また、避難所運営協議会及び避難所担当職員は、避難者の受入れを行う。	第3章 消火・避難誘導対策 第2節 避難誘導対策 7 避難誘導 <略> (2) 避難の対象地域等 <略> (ウ) <u>消防署、消防団及び警察署</u> は、災害の状況に応じ、自主防災組織等と連携を図り、避難誘導を実施する。また、避難所運営協議会及び避難所担当職員は、避難者の受入れを行う。
風	- 53	第3章 消火・避難誘導対策 第2節 避難誘導対策 1.1 市民の避難行動 <略> 表 風水害事象の種類と避難情報に応じた避難行動 1 危険区域外とは、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等を除いた区域をいう。	第3章 消火・避難誘導対策 第2節 避難誘導対策 1.1 市民の避難行動 <略> 表 風水害事象の種類と避難情報に応じた避難行動 1 危険区域外とは、浸水想定区域、 <u>家屋倒壊等氾濫想定区域</u> 、土砂災害警戒区域等を除いた区域をいう。
風	- 54	第3章 消火・避難誘導対策 第3節 帰宅困難者対策 2 実施主体 <担当部署> 警察署 <項目> <u>駅等</u> の交通整理等に関すること	第3章 消火・避難誘導対策 第3節 帰宅困難者対策 2 実施主体 <担当部署> 警察署 <項目> <u>駅周辺道路</u> の交通整理等に関すること

編		頁	変更前	(案) 変更後
風	-	60	<p>第4章 救出・救助・医療救護対策  第3節 医療救護対策  2 実施主体  &lt;担当部署&gt; (公社)相模原市歯科医師会  &lt;項目&gt; 歯科医療の実施に関する事。</p> <p>&lt;担当部署&gt; (公社)相模原市薬剤師会  &lt;項目&gt; 医療品等の管理・確保・提供に関する事。</p>	<p>第4章 救出・救助・医療救護対策  第3節 <u>保健</u>医療救護対策  2 実施主体  &lt;担当部署&gt; (公社)相模原市歯科医師会  &lt;項目&gt; <u>医療救護班の派遣</u>、歯科医療の実施に関する事。</p> <p>&lt;担当部署&gt; (公社)相模原市薬剤師会  &lt;項目&gt; <u>医療救護班の派遣</u>、医療品等の管理・確保・提供に関する事。</p>

編	頁	変更前	変更後 (案)
風	- 61	<p>第4章 救出・救助・医療救護対策  第3節 医療救護対策  6 医療救護体制  (1) 市災害時保健医療調整本部  ア 開設基準  (ア) 市災害対策本部が救護所の開設を決定した場合  (イ) 健康福祉局と医療関係団体との協議により、救護所等の開設を決定した場合  イ 活動内容  (ア) 救護所等の開設、管理及び運営にかかる調整  (イ) 傷病者の搬送調整  (ウ) 広域応援(DMATなどの医療救護チーム)の調整など、県保健医療調整本部との緊密な連携  (エ) 市災害対策本部、現地対策班、医療関係団体等との連絡・調整  (オ) 市内医療機関の被害状況、受入れ可能人数等の情報の収集及び提供  (カ) 医療スタッフ、医薬品等医療資源のニーズの収集及び対応  (キ) 医療ボランティアの派遣調整  (ク) 慢性疾患等への対応にかかる医療関係団体等との調整</p>	<p>第4章 救出・救助・医療救護対策  第3節 <u>保健</u>医療救護対策  6 <u>保健</u>医療救護体制  (1) 市災害時保健医療調整本部  ア <u>設置</u>基準  (ア) 次の特別警報が発表されたとき。  大雨特別警報  暴風特別警報  (イ) 大規模な被害が発生又は発生のおそれがあるとき。  (ウ) 氾濫発生情報が発表されたとき。  (エ) その他、市長又は保健所長が必要と認めたとき。  イ <u>主な</u>活動内容  (ア) 保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合調整  (イ) 市災害対策本部、医療関係団体等との連絡・調整  (ウ) 広域応援(DMAT・DPAT・DHEAT・派遣保健師などの保健医療活動チーム)等の受入調整  (エ) 市内医療機関の被害状況及び医薬品等医療資源のニーズ把握・調達  (オ) 救護所の開設・運営にかかる調整  (カ) 傷病者の搬送調整(広域搬送調整を含む)  (キ) 医療ボランティアチームの派遣調整  (ク) 保健活動に必要な保健師等の派遣調整</p>

編	頁	変更前	変更後 (案)
風	- 63	<p>第4章 救出・救助・医療救護対策  第3節 医療救護対策  10 急性期以後の医療提供体制  &lt;略&gt;  (3) 避難所等での巡回医療  健康福祉局は、避難所等の被災者の健康管理を図るため、医療関係団体と連携して医師、看護師等で構成される「巡回医療チーム」を編成し、巡回医療を行う。  (4) メンタルヘルス対策  &lt;略&gt;  <u>&lt;新規&gt;</u></p>	<p>第4章 救出・救助・医療救護対策  第3節 <u>保健</u>医療救護対策  10 急性期以後の<u>保健医療</u>体制  &lt;略&gt;  (3) 避難所等での巡回医療  健康福祉局は、避難所等の被災者の健康管理を図るため、医療関係団体と連携して医師、看護師、<u>歯科医師、歯科衛生士</u>等で構成される「巡回医療チーム」を編成し、巡回医療を行う。  (4) メンタルヘルス対策  &lt;略&gt;  <u>(5) 歯科保健対策</u>  <u>健康福祉局は、被災者の口腔衛生状態の悪化に伴う疾患等を防ぐため、歯科衛生士等による歯科保健活動や、歯科健康相談等の活動を行う。</u>  <u>また、口腔内に問題が生じている避難者に対して、歯科医療関係団体と連携して巡回診療の手配や、近隣の歯科医療機関の情報を提供する。</u></p>

編	頁	変更前	(案) 変更後
風	- 64	<p>第5章 緊急輸送・交通・警備  第1節 道路啓開及び障害物除去対策  &lt;略&gt;  2 実施主体  &lt;担当部署&gt; 都市建設局(道路部)  &lt;時期&gt;  &lt;項目&gt; 障害物の除去に関すること。</p> <p>&lt;担当部署&gt; 環境経済局(資源循環部)、<u>&lt;新規&gt;</u>  &lt;時期&gt;  &lt;項目&gt; 撤去物の処分に関すること。</p> <p>&lt;担当部署&gt; <u>&lt;新規&gt;</u>  &lt;時期&gt; <u>&lt;新規&gt;</u>  &lt;項目&gt; <u>&lt;新規&gt;</u></p>	<p>第5章 緊急輸送・交通・警備  第1節 道路啓開及び障害物除去対策  &lt;略&gt;  2 実施主体  &lt;担当部署&gt; 都市建設局(道路部)  &lt;時期&gt;  &lt;項目&gt; <u>道路、河川上の</u>障害物の除去に関すること。</p> <p>&lt;担当部署&gt; 環境経済局(資源循環部)、<u>都市建設局(道路部)</u>  &lt;時期&gt;  &lt;項目&gt; 撤去物の処分に関すること。</p> <p>&lt;担当部署&gt; <u>財政局(財政部)</u>  &lt;時期&gt;  &lt;項目&gt; <u>道路、河川上の障害物の仮置場の確保に関すること。</u></p>
風	- 64	<p>第5章 緊急輸送・交通・警備  第1節 道路啓開及び障害物除去対策  3 道路啓開  (1) 緊急に道路啓開を行う路線の選定  &lt;略&gt;  エ その他上記の路線を補完する路線及び<u>市災害対策本部、消</u>  防局、警察署等から緊急に要請があった路線</p>	<p>第5章 緊急輸送・交通・警備  第1節 道路啓開及び障害物除去対策  3 道路啓開  (1) 緊急に道路啓開を行う路線の選定  &lt;略&gt;  エ その他上記の路線を補完する路線及び消防局、警察署等から緊急に要請があった路線</p>

編		頁	変更前	(案) 変更後
風	-	65	第5章 緊急輸送・交通・警備 第1節 道路啓開及び障害物除去対策 3 道路啓開 <略> (2) 道路啓開の実施 <略> イ 実施内容 <新規> <略> <u>(5) 撤去物の処分</u> <u>環境経済局は、道路啓開により発生した撤去物を、「第10章</u> <u>清掃対策」(地-79参照)に基づき、迅速に処分する。</u>	第5章 緊急輸送・交通・警備 第1節 道路啓開及び障害物除去対策 3 道路啓開 <略> (2) 道路啓開の実施 <略> イ 実施内容 <u>(エ) 応援の要請</u> <u>都市建設局は、市が管理する道路において、市の体制では道路</u> <u>啓開が困難な場合、国への応援を検討し要請する。</u> <略> <u>&lt;削除&gt;</u>

編	頁	変更前	(案) 変更後
風	- 65	<p>第5章 緊急輸送・交通・警備  第1節 道路啓開及び障害物除去対策  4 障害物の除去  &lt;略&gt;  (2) 実施機関  <u>ア 応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去は、都市建設局が行う。なお、市の体制では対応が困難な場合は、国、県、その他の防災関係機関等の応援を得て実施する。</u>  イ 水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去は、水防管理者が指定する者、又は消防局、消防団が行う。ただし、除去不能な工作物等については、市災害対策本部へ要請する。  ウ 道路、河川等にある<u>所有権者の不明な</u>障害物の除去は、原則としてその道路、河川等の管理者が行う。  エ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしている物の除去は、災害救助法に基づき市長が行う。  オ その他、施設、敷地内にある障害物の除去及び施設、敷地内から道路、河川に出た障害物の除去は、原則としてその施設、敷地の所有者又は管理者が行う。</p>	<p>第5章 緊急輸送・交通・警備  第1節 道路啓開及び障害物除去対策  4 障害物の除去  &lt;略&gt;  (2) 実施機関  <u>ア 水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去は、水防管理者が指定する者、又は消防局、消防団が行う。ただし、除去不能な工作物等については、市災害対策本部へ要請する。</u>  イ 道路、河川上にある障害物の除去は、原則としてその道路、河川の管理者が行う。  ウ その他、施設、敷地内にある障害物の除去及び施設、敷地内から道路、河川に出た障害物の除去は、原則としてその施設、敷地の所有者又は管理者が行う。</p>

編	-	頁	変更前	(案) 変更後
風	-	66	<p>第5章 緊急輸送・交通・警備  第1節 道路啓開及び障害物除去対策  &lt;略&gt;  5 粉じん・有害物等の飛散防止  &lt;略&gt;  (新規)</p>	<p>第5章 緊急輸送・交通・警備  第1節 道路啓開及び障害物除去対策  &lt;略&gt;  5 粉じん・有害物等の飛散防止  &lt;略&gt;  6 仮置場の確保  <u>財政局は、道路、河川上の土砂、流木の撤去により発生した撤去物の仮置場を、(総則・予防計画編第2款「第5章応急対策への備え」予-74参照)に基づき、迅速に確保する。</u>  7 撤去物の処分  <u>環境経済局は、家屋の倒壊等により発生した撤去物(災害廃棄物)を、(「第10章 清掃対策」風-90参照)に基づき、迅速に処分するとともに、災害廃棄物の処分先について、関係機関への情報提供を行う。</u>  <u>また、都市建設局は、道路、河川上の土砂、流木の撤去物を迅速に処分する。</u></p>
風	-	70	<p>第5章 緊急輸送・交通・警備  第3節 交通対策  3 被災地への流入抑制及び交通規制の実施  (1) 警察署  &lt;略&gt;  (イ) 緊急交通路確保のための交通規制  災害が発生した直後は、道路交通が混乱し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第76条1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制する。</p>	<p>第5章 緊急輸送・交通・警備  第3節 交通対策  3 被災地への流入抑制及び交通規制の実施  (1) 警察署  &lt;略&gt;  (イ) 緊急交通路確保のための交通規制  災害が発生した直後は、道路交通が混乱し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第76条1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。</p>

編		頁	変更前	(案) 変更後
風	-	74	<p>第6章 二次災害の防止</p> <p>3 判定の実施</p> <p>都市建設局は、局内に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、<u>県を通じて被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。</u></p>	<p>第6章 二次災害の防止</p> <p>3 判定の実施</p> <p>都市建設局は、局内に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、<u>被災宅地危険度判定士の確保に努め、必要に応じて県に支援を要請する。</u></p>
風	-	75	<p>第7章 避難所等の運営</p> <p>1 基本方針</p> <p>台風や豪雨等により、洪水や土砂災害が発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための一時的な避難先として小・中学校及び義務教育諸学校並びに公民館等に風水害時避難場所を開設する。また、風水害による被害が長期化、家屋の倒壊及び浸水等により生活が困難になった被災者に対し、生活の再建の支援に向け、小・中学校等に避難所を開設する。</p> <p>2 実施主体</p> <p>&lt;担当部署&gt; <u>避難所担当職員、公民館担当職員</u></p> <p>&lt;項目&gt; 避難所等の開設、運営の支援に関すること</p>	<p>第7章 避難所等の運営</p> <p>1 基本方針</p> <p>台風や豪雨等により、洪水や土砂災害が発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための一時的な避難先として小・中学校及び義務教育学校並びに公民館等に風水害時避難場所を開設する。また、風水害による被害が長期化、家屋の倒壊及び浸水等により生活が困難になった被災者に対し、生活の再建の支援に向け、小・中学校等に避難所を開設する。</p> <p>2 実施主体</p> <p>&lt;担当部署&gt; <u>避難所担当職員等</u></p> <p>&lt;項目&gt; 避難所等の開設、運営の支援に関すること</p>
風	-	75	<p>第7章 避難所等の運営</p> <p>3 避難所等の運営体制</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><u>&lt;新規&gt;</u></p>	<p>第7章 避難所等の運営</p> <p>3 避難所等の運営体制</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><u>避難所運営協議会の主な役割</u></p> <p>&lt;平常時&gt;</p> <p>ア <u>避難所運営方法の検討</u></p> <p>イ <u>生活ルールの作成</u></p> <p>ウ <u>検討及びルールに基づいた訓練の実施</u></p> <p>&lt;災害時&gt;</p> <p>ア <u>円滑な避難所運営</u></p> <p>イ <u>生活ルールの調整</u></p> <p>ウ <u>様々な組織との連絡調整</u></p>

編	頁	変更前	変更後 (案)
風	-	<p>第7章 避難所等の運営 3 避難所等の運営体制 &lt;略&gt; <u>&lt;新規&gt;</u></p>	<p>第7章 避難所等の運営 3 避難所等の運営体制 &lt;略&gt; <u>&lt;避難所運営の主な内容&gt;</u> ア 避難所施設や設備の安全点検、管理 イ 避難所の設営及び避難者の受入れ ウ 避難者名簿の作成 エ 現地対策班等との連絡調整 オ 負傷者の救護、災害時要援護者への支援 カ 備蓄食料、物資等の応急配布 キ 飲料水、食料、生活物資等の現地対策班等への要請、受入れ、配分 ク 炊き出しの実施 ケ 避難者への被害状況や生活関連情報の提供 コ 住民等の安否情報の収集、提供 サ 避難所の生活の場の環境の整備、管理 シ 避難者の健康状態の把握 ス 避難所内での感染症対策 セ その他必要な事項</p>
風	76	<p>第7章 避難所等の運営 4 避難所等の開設 (2) 風水害時避難場所の開設 &lt;略&gt; ウ 区本部の措置 区本部は、風水害時避難場所を開設した場合、直ちに現地対策班とともに、<u>公民館</u>担当職員等の参集状況及び避難者の状況を把握し、必要な対策を行う。 エ その他 風水害時避難場所の鍵は、区本部(区役所)、現地対策班、消防署所、避難所担当職員等が管理する。</p>	<p>第7章 避難所等の運営 4 避難所等の開設 (2) 風水害時避難場所の開設 &lt;略&gt; ウ 区本部の措置 区本部は、風水害時避難場所を開設した場合、直ちに現地対策班とともに、<u>避難所</u>担当職員等の参集状況及び避難者の状況を把握し、必要な対策を行う エ その他 風水害時避難場所の鍵は、区本部(区役所)、現地対策班、消防署所、避難所担当職員、<u>施設管理者</u>等が管理する。</p>

編	頁	変更前	変更後 (案)
風	77	<p>第7章 避難所等の運営 4 避難所等の開設 &lt; 略 &gt; <u>&lt; 新規 &gt;</u></p>	<p>第7章 避難所等の運営 4 避難所等の開設 &lt; 略 &gt; <u>(4) 避難所等の開設に係る広報</u> <u>ア 市民への広報</u> 本部事務局及び市長公室は、避難所等を開設した場合、防災行政用同報無線(ひばり放送)又は広報車などにより、避難所等の開設を市民に周知するとともに、車中泊などの避難所外避難を行っている市民に対しては、避難所等へ移動するよう呼びかける。 <u>イ 防災関係機関への連絡</u> 本部事務局は、県、警察署及び必要に応じて自衛隊、その他の防災関係機関に避難所等の開設を連絡する。 <u>ウ インターネットの活用</u> 本部事務局は、災害時に必要な情報を市民に広くかつ迅速に伝達できるよう、インターネット情報ポータルサイト運営事業者(グーグル(株)、ヤフー(株))と連携し、市内の避難所等の開設状況等の情報を運営事業者のサイトから確認できるようにする。</p>

編	頁	変更前	変更後 (案)
風	75	<p>第7章 避難所等の運営</p> <p><u>5 避難所等開設の広報</u></p> <p><u>本部事務局及び市長公室は、避難所等を開設した場合、防災行政用同報無線（ひばり放送）又は広報車などにより、避難所等の開設を市民に周知するとともに、車中泊などの避難所外避難を行っている市民に対しては、避難所等へ移動するよう呼びかける。</u></p> <p><u>なお、本部事務局は、県、警察署及び必要に応じて自衛隊、その他の防災関係機関に避難所等の開設を連絡する。</u></p> <p><u>また、災害時に必要な情報を市民に広くかつ迅速に伝達できるよう、インターネット情報ポータルサイト運営事業者（グーグル（株）、ヤフー（株））と連携し、市内の避難所等の開設状況等の情報を運営事業者のサイトから確認できるようにする。</u></p>	<削除>

編		頁	変更前	変更後 (案)
風	-	76	<p>第7章 避難所等の運営</p> <p><u>6. 避難所の運営</u></p> <p><u>避難所は、「相模原市避難所運営マニュアル」に基づき、市の支援の下、各避難所に設置する避難所運営協議会が主体となって運営する。</u></p> <p><u>避難所運営協議会の主な役割</u></p> <p><u>&lt;平常時&gt;</u></p> <p><u>ア 避難所運営方法の検討</u></p> <p><u>イ 生活ルールの作成</u></p> <p><u>ウ 検討及びルールに基づいた訓練の実施</u></p> <p><u>&lt;災害時&gt;</u></p> <p><u>ア 円滑な避難所運営</u></p> <p><u>イ 生活ルールの調整</u></p> <p><u>ウ 様々な組織との連絡調整</u></p> <p><u>また、運営に当たっては、被災者の安全性や良好な生活環境の確保、災害時要援護者支援、男女双方の視点への配慮などの観点から、次の点に留意する。</u></p>	<p><u>&lt;削除&gt;</u></p>

編	頁	変更前	変更後 (案)
風	- 76	<p><del>(1) 避難所担当職員及び避難所運営協議会の運営に当たっては、女性の参画に努める。</del></p> <p><del>(2) 高齢者、障害者、病人、妊産婦等はできるだけ環境条件の良い場所に避難させる。</del></p> <p><del>(3) 視覚障害者、聴覚障害者、外国人への災害情報の提供に配慮する。</del></p> <p><del>(4) 避難所での生活が著しく困難な場合は、福祉避難所又は適切な施設への移動を考慮する。</del></p> <p><del>(5) 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮し、プライバシーの確保、着替え場所、授乳室やトイレの確保、物資の確保、女性相談員の配置等に関する配慮を行う。</del></p> <p><del>(6) 避難所担当職員及び校長等は、避難所運営協議会の運営の助言・支援に当たる。</del></p> <p><del>なお、避難所担当職員は、区本部内で動員及び配置等の調整を行い、区本部内でも不足する場合は、総務局が全庁的に避難所担当職員を確保する。</del></p> <p><del>(7) 避難生活の長期化に伴い、セクハラ、高齢者や児童等への虐待等が懸念されるため、状況把握及び相談体制(男女別の相談員)の確保に努める。</del></p> <p><del>(8) 健康福祉局が実施する避難所の巡回医療(被災者の健康管理、診療、保健指導、メンタルケア等)や、防疫のための保健師の巡回等による避難所の衛生指導等に協力する。</del></p> <p><del>(9) 食料の提供に当たっては食物アレルギーのある避難者に配慮し、原材料表示や献立表の掲示等を行う。</del></p> <p><del>(10) 防火・防犯のため、避難者への出火防止措置の指導、巡回警備等を行う。</del></p> <p><del>(11) ペット同行避難者がいる場合は、ペット同行避難者に対し、ペット用の食料、水、ペットシート、ケージ等の避難・備蓄用品を持参し、避難するなどの指導を行う。また、ペット区画について、動物アレルギーの方などに配慮し、避難者の居住区画とは離れた場所に設置し、ペットは必ずケージに入れるか、リードにより繋ぎとめて飼育するよう指導する。</del></p>	<削除>

編		頁	変更前	変更後 (案)
風	-	76	<p><u>&lt; 避難所運営の主な内容 &gt;</u></p> <p><u>ア 避難所施設や設備の安全点検、管理</u></p> <p><u>イ 避難所の設営及び避難者の受入れ</u></p> <p><u>ウ 避難者名簿の作成</u></p> <p><u>エ 現地対策班等との連絡調整</u></p> <p><u>オ 負傷者の救護、災害時要援護者への支援</u></p> <p><u>カ 備蓄食料、物資等の応急配布</u></p> <p><u>キ 飲料水、食料、生活物資等の現地対策班等への要請、受入れ、配分</u></p> <p><u>ク 炊き出しの実施</u></p> <p><u>ケ 避難者への被害状況や生活関連情報の提供</u></p> <p><u>コ 住民等の安否情報の収集、提供</u></p> <p><u>サ 避難所の生活の場の環境の整備、管理</u></p> <p><u>シ 避難者の健康状態の把握</u></p> <p><u>ス その他必要な事項</u></p>	<p><u>&lt; 削除 &gt;</u></p>

編		頁	変更前	変更後 (案)
風	-	77	<p>第7章 避難所等の運営  <u>&lt;新規&gt;</u></p>	<p>第7章 避難所等の運営  <u>5 避難所等の運営に関する視点</u>  <u>(1) 風水害時避難場所の運営に関する視点</u>  <u>風水害時避難場所の運営に当たっては、避難者の安全性や災害時要援護者支援、性別や年齢などにとらわれない多様な視点への配慮などの観点から、次の点に留意する。</u>  <u>ア 高齢者、障害者、病人、妊産婦等ではできるだけ環境条件の良い場所に避難させる。</u>  <u>イ 風水害時避難場所の混雑状況を、市ホームページなどを活用して随時提供する。</u>  <u>ウ 避難者に対し、気象に関する情報や避難勧告等の発令状況、河川の水位、土砂災害の危険度等の災害情報を随時提供する。</u>  <u>エ 視覚障害者、聴覚障害者、外国人への災害情報の提供に配慮する。</u>  <u>オ 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮し、プライバシーの確保、着替え場所、授乳室やトイレの確保等に関する配慮を行う。</u></p>

編		頁	変更前	変更後 (案)
風	-	77	<p>第7章 避難所等の運営  <u>&lt;新規&gt;</u></p>	<p>カ <u>ペット同行避難者がいる場合は、ペット同行避難者に対し、ペットをケージに入れるよう指導する。また、ペット区画について、動物アレルギーの方などに配慮し、避難者が滞在する区画とは離れた場所に設置する。</u></p> <p>キ <u>新型コロナウイルス等の感染症拡大防止のため、手洗い・うがい・換気のほか、トイレ・床・手すり等の清掃の励行に努める。</u></p> <p>ク <u>避難者の定期的な体温測定など体調管理に努める。</u></p> <p>ケ <u>体調不良者は専用スペースへ誘導するなど、感染症拡大防止策を講じる。</u></p> <p>コ <u>障害のある方や、慢性疾患・アレルギー等の個人的な事情を抱えた方や、乳幼児や性的少数者等に可能な限り配慮し、性別や年齢などにとらわれない多様な視点に基づく運営を行う。</u></p> <p>サ <u>様々な性自認や性的指向があることを踏まえ、本人が公にしていない性自認等を他人に暴露することがないように配慮を行うとともに、男女のみの性を前提としない多様な視点を持つ。</u></p>

編		頁	変更前	変更後 (案)
風	-	77	<p>第7章 避難所等の運営  <u>&lt;新規&gt;</u></p>	<p>(2) 避難所の運営に関する視点  <u>避難所の運営に当たっては、被災者の安全性や良好な生活環境の確保、災害時要援護者支援、性別や年齢などにとらわれない多様な視点への配慮などの観点から、次の点に留意する。</u>  <u>ア 避難所担当職員及び避難所運営協議会の運営に当たっては、女性の参画に努める。</u>  <u>イ 高齢者、障害者、病人、妊産婦等はできるだけ環境条件の良い場所に避難させる。</u>  <u>ウ 視覚障害者、聴覚障害者、外国人への災害情報の提供に配慮する。</u>  <u>エ 避難所での生活が著しく困難な場合は、福祉避難所又は適切な施設への移動を考慮する。</u>  <u>オ 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮し、プライバシーの確保、着替え場所、授乳室やトイレの確保、物資の確保、女性相談員の配置等に関する配慮を行う。</u>  <u>カ 避難所担当職員及び校長等は、避難所運営協議会の運営の助言・支援に当たる。</u>  <u>なお、避難所担当職員は、区本部内で動員及び配置等の調整を行い、区本部内でも不足する場合は、総務局が全庁的に避難所担当職員を確保する。</u>  <u>キ 避難生活の長期化に伴い、セクハラ、高齢者や児童等への虐待等が懸念されるため、状況把握及び相談体制（男女別の相談員）の確保に努める。</u>  <u>ク 健康福祉局が実施する避難所の巡回医療（被災者の健康管理、診療、保健指導、メンタルケア等）や、防疫のための保健師の巡回等による避難所の衛生指導等に協力する。</u></p>

編		頁	変更前	変更後 (案)
風	-	78	<p>第7章 避難所等の運営  <u>&lt;新規&gt;</u></p>	<p><u>ケ 食料の提供に当たっては食物アレルギーのある避難者に配慮し、原材料表示や献立表の掲示等を行う。</u></p> <p><u>コ 防火・防犯のため、避難者への出火防止措置の指導、巡回警備等を行う。</u></p> <p><u>サ ペット同行避難者がいる場合は、ペット同行避難者に対し、ペット用の食料、水、ペットシート、ケージ等の避難・備蓄用品を持参し、避難するなどの指導を行う。また、ペット区画について、動物アレルギーの方などに配慮し、避難者の居住区画とは離れた場所に設置し、ペットは必ずケージに入れるが、リードにより繋ぎとめて飼育するよう指導する。</u></p> <p><u>シ 新型コロナウイルス等の感染症拡大防止のため、手洗い・うがい・換気のほか、トイレ・床・手すり等の清掃の励行に努める。</u></p> <p><u>ス 避難者の定期的な体温測定など体調管理に努める。</u></p> <p><u>セ 体調不良者は専用スペースへ誘導するなど、感染症拡大防止策を講じる。</u></p> <p><u>ソ 障害のある方や、慢性疾患・アレルギー等の個人的な事情を抱えた方や、乳幼児や性的少数者等に可能な限り配慮し、性別や年齢などにとらわれない多様な視点に基づく運営を行う。</u></p> <p><u>タ 様々な性自認や性的指向があることを踏まえ、本人が公にしていけない性自認等を他人に暴露することがないように配慮を行うとともに、男女のみの性を前提としない多様な視点を持つ。</u></p>

編		頁	変更前	変更後 (案)
風	-	78	<p>第7章 避難所等の運営 7 生活関連物資の配布</p> <p><u>&lt;新規&gt;</u></p> <p><u>(1) 食料等の確保</u> 災害発生直後における食料等生活に必要な物資は、避難所等の防災備蓄倉庫に備蓄する物資により対応する。なお、女性用物資の配布に当たっては、女性の担当者から配布を行い、女性専用スペースや女性トイレに常備するなど配慮する。</p> <p><u>(2) 炊き出しによる供給体制</u> 学校の給食施設（給食センターを含む）を利用して炊き出しを行う。 なお、避難所周辺地域の住民への炊き出しに伴う人員確保については、避難所運営協議会と調整を図りながら進める。</p> <p><u>(3) 燃料の確保</u> 避難所の非常用発電設備等に必要な燃料は、財政局が調達協定により確保し、搬送を依頼する。</p>	<p>第7章 避難所等の運営 6 生活関連物資の配布</p> <p><u>(1) 風水害時避難場所における生活関連物資等の配布</u> 風水害時避難場所は、避難者が食料、水等の避難に必要な物品等を用意することとし、原則生活関連物資等の配布を行わない。 ただし、避難が長時間にわたる場合や、避難者の状況によっては、避難所等の防災備蓄倉庫に備蓄する物資により対応する。</p> <p><u>(2) 避難所における生活関連物資等の配布</u></p> <p><u>ア 食料等の確保</u> 災害発生直後における食料等生活に必要な物資は、避難所等の防災備蓄倉庫に備蓄する物資により対応する。 なお、女性用物資の配布に当たっては、女性の担当者から配布を行い、女性専用スペースや女性トイレに常備するなど配慮する。</p> <p><u>イ 炊き出しによる供給体制</u> 学校の給食施設（給食センターを含む）を利用して炊き出しを行う。 なお、避難所周辺地域の住民への炊き出しに伴う人員確保については、避難所運営協議会と調整を図りながら進める。</p> <p><u>ウ 燃料の確保</u> 避難所の非常用発電設備等に必要な燃料は、財政局が調達協定により確保し、搬送を依頼する。</p>

編		頁	変更前	変更後 (案)
風	-	78	<p>第7章 避難所等の運営</p> <p><u>8</u> ボランティアの活用 &lt;略&gt;</p> <p><u>9</u> 避難所以外の被災者への対応 &lt;略&gt;</p> <p><u>1.0</u> 避難所等の閉鎖 &lt;略&gt;</p>	<p>第7章 避難所等の運営</p> <p><u>7</u> ボランティアの活用 &lt;略&gt;</p> <p><u>8</u> 避難所以外の被災者への対応 &lt;略&gt;</p> <p><u>9</u> 避難所等の閉鎖 &lt;略&gt;</p>
風	-	81	<p>第8章 被災生活支援</p> <p>第1節 応急給水対策</p> <p>5 市民への応急給水等の情報の伝達</p> <p>(1) 健康福祉局(保健衛生部)は、神奈川県企業庁及び都市建設局(道路部)と連携し、断水情報を収集する。</p> <p>(2) 健康福祉局(保健衛生部)及び都市建設局(道路部)は、応急給水等の情報を以下の方法で市民に的確に周知する。</p> <p>ア 防災行政用同報無線(ひばり放送)</p> <p>イ 防災メール</p> <p>ウ 市災害情報ツイッター</p> <p>エ テレビ神奈川データ放送</p> <p>&lt;新規&gt;</p>	<p>第8章 被災生活支援</p> <p>第1節 応急給水対策</p> <p>5 市民への応急給水等の情報の伝達</p> <p>(1) <u>上水道区域については、健康福祉局(保健衛生部)が神奈川県企業庁と連携し、簡易水道区域については、都市建設局(道路部)が断水情報を収集する。</u></p> <p>(2) 健康福祉局(保健衛生部)及び都市建設局(道路部)は、応急給水等の情報を以下の方法で市民に的確に周知する。</p> <p>ア 防災行政用同報無線(ひばり放送)</p> <p>イ 防災メール</p> <p>ウ 市災害情報ツイッター</p> <p>エ テレビ神奈川データ放送</p> <p><u>オ 相模原市LINE公式アカウント</u></p>
風	-	88	<p>第9章 遺体等の収容・埋火葬</p> <p>2 実施主体</p> <p>&lt;担当部署&gt; 警察署</p> <p>&lt;項目&gt; 遺体の調査・検視に関すること</p>	<p>第9章 遺体等の収容・埋火葬</p> <p>2 実施主体</p> <p>&lt;担当部署&gt; 警察署</p> <p>&lt;項目&gt; 遺体の<u>検視・調査等</u>に関すること</p>

編		頁	変更前	(案) 変更後
風	-	88	第9章 遺体等の収容・埋火葬等 4 遺体の取扱い <略> (5) 検視・調査等 警察署は、遺体の調査・検視を行う	第9章 遺体等の収容・埋火葬等 4 遺体の取扱い <略> (5) 検視・調査等 警察署は、遺体の検視・調査等を行う
風	-	91	第10章 清掃対策 4 災害廃棄物処理 (1) 処理方法 ア 仮置場の確保 <略> (ア) 一時的な仮置場 <u>道路障害等の緊急的な除去が必要となる災害廃棄物の一時的な仮置場や、住民が自ら持ち込む仮置場を確保する。</u>	第10章 清掃対策 4 災害廃棄物処理 (1) 処理方法 ア 仮置場の確保 <略> (ア) 仮置場 住民が自ら持ち込む災害廃棄物の仮置場を確保する。
風	-	95	第12章 応急住宅対策 3 応急仮設住宅 災害救助法が適用された場合は、国や県等と連携を図り、次のとおり行う。 (1) 建設型応急住宅 ア 建設予定地の把握 財政局(財政部)は、災害発生後の被害調査に基づき、必要な建設戸数及び配慮すべき災害時要援護者世帯数の把握に努める。	第12章 応急住宅対策 3 応急仮設住宅 災害救助法が適用された場合は、国や県等と連携を図り、次のとおり行う。 (1) 建設型応急住宅 ア 建設予定戸数の把握 財政局(財政部)は、災害発生後の被害調査に基づき、必要な建設戸数及び配慮すべき災害時要援護者世帯数の把握に努める。

編		頁	変更前	(案) 変更後
風	-	97	<p>第12章 応急住宅対策          6 住宅の応急修理          &lt;略&gt;          (1) 応急修理の対象者          応急修理の対象者は、被災時に市内に在住していた世帯で次に該当する者とする。          ア 住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では、応急修理をすることができない者          イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者  <u>&lt;新規&gt;</u></p>	<p>第12章 応急住宅対策          6 住宅の応急修理          &lt;略&gt;          (1) 応急修理の対象者          応急修理の対象者は、被災時に市内に在住していた世帯で次に該当する者とする。          ア 住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では、応急修理をすることができない者          イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者  <u>ウ 災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</u></p>

編	頁	変更前	変更後 (案)
風	- 101 102	<p>第14章 災害ボランティア対策</p> <p>3 ボランティア担当職員の配置 健康福祉局は、<u>災害時におけるボランティア活動を支援し、災害ボランティアセンター等との連絡調整を円滑に行うため、市災害対策本部にボランティア担当職員を配置する。</u></p> <p>4 ボランティアの受入・支援 &lt; 略 &gt; 《専門ボランティア対応窓口》 専門分野 担当局 相談関係 市民局 医療・福祉・保健関係 健康福祉局 建築・土木関係 都市建設局 &lt; 略 &gt;</p> <p>5 ボランティア活動に対する市の支援 関係各局は、災害発生時、専門ボランティア又は生活支援ボランティアの円滑な活動を促進するため、参加証及び活動用腕章の交付、ボランティア活動に必要な資機材の提供を行う。</p>	<p>第14章 災害ボランティア対策</p> <p>3 <u>災害ボランティアセンターの活動支援</u> 健康福祉局は、<u>災害ボランティアセンターの迅速な設置やボランティア活動支援のため、活動拠点施設の確保や、不足する活動用備品の提供など、市が所有する資産の利活用を行うとともに、災害ボランティアセンター等との連絡調整を円滑に行うため、市災害対策本部にボランティア担当職員を配置する。</u></p> <p>4 ボランティアの受入・支援 &lt; 略 &gt; 《専門ボランティア対応窓口》 専門分野 担当局 相談関係・<u>外国語</u> 市民局 医療・福祉・保健関係 健康福祉局 建築・土木関係 都市建設局 &lt; 略 &gt;</p> <p>5 ボランティア活動に対する市の支援 関係各局は、災害発生時、専門ボランティア又は生活支援ボランティアの円滑な活動を促進するため、参加証及び活動用腕章の交付、ボランティア活動に必要な資機材の提供<u>等</u>を行う。</p>

編	頁	変更前	変更後 (案)
風	- 103	<p>第15章 都市機能等応急対策  第1節 電気施設の応急対策  3 災害対策態勢  &lt;略&gt;  &lt;区分&gt;第2非常態勢  &lt;情勢&gt;・大規模な災害が発生した場合・大規模な災害の発生が予想される場合・電気事故並びにサイバー攻撃による突発的な広範囲停電が発生した場合 <u>&lt;新規&gt;</u></p> <p>&lt;区分&gt;第3非常態勢  &lt;情勢&gt;・大規模な災害が発生し、停電復旧に長期化が予想される場合・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合・警戒宣言が発表された場合 <u>&lt;新規&gt;</u></p>	<p>第15章 都市機能等応急対策  第1節 電気施設の応急対策  3 災害対策態勢  &lt;略&gt;  &lt;区分&gt;第2非常態勢  &lt;情勢&gt;・大規模な災害が発生した場合・大規模な災害の発生が予想される場合・電気事故並びにサイバー攻撃による突発的な広範囲停電が発生した場合・<u>東海地震注意情報が発表された場合・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合</u></p> <p>&lt;区分&gt;第3非常態勢  &lt;情勢&gt;・大規模な災害が発生し、停電復旧に長期化が予想される場合・<u>電力供給区域あるいは事業所のある都・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合・警戒宣言が発表された場合・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合</u></p>
風	104	<p>第15章 都市機能等応急対策  第1節 電気施設の応急対策  7 市民への停電情報の伝達  &lt;略&gt;  (2)市は、東京電力パワーグリッド株式会社と連携を図り、停電情報を以下の方法で市民に的確に周知する。  ア 防災行政用同報無線(ひばり放送)  イ 防災メール  ウ 市災害情報ツイッター  エ テレビ神奈川データ放送  <u>&lt;新規&gt;</u></p>	<p>第15章 都市機能等応急対策  第1節 電気施設の応急対策  7 市民への停電情報の伝達  &lt;略&gt;  (2)市は、東京電力パワーグリッド株式会社と連携を図り、停電に<u>関連する</u>情報を以下の方法で市民に的確に周知する。  ア 防災行政用同報無線(ひばり放送)  イ 防災メール  ウ 市災害情報ツイッター  エ テレビ神奈川データ放送  <u>オ 相模原市LINE公式アカウント</u></p>

編	頁	変更前	変更後 (案)
風	104	<p>第15章 都市機能等応急対策  第1節 電気施設の応急対策  8 復旧対策  &lt;略&gt;  (2) 関係機関との調整  &lt;略&gt;  イ 財政局(財政部)は、停電の復旧に当たり、土砂や倒木等の障害物により復旧箇所に到達することができないなどの情報を得た場合、関係機関との連携の下、停電の範囲など道路啓開の優先度を判断するために必要な情報を収集し、災害対策本部に報告する。</p>	<p>第15章 都市機能等応急対策  第1節 電気施設の応急対策  8 復旧対策  &lt;略&gt;  (2) 関係機関との調整  &lt;略&gt;  イ 財政局(財政部)は、停電の復旧に当たり、土砂崩落や倒木等の障害物により道路寸断などの情報を得た場合、関係機関との連携の下、停電の範囲など道路啓開の優先度を判断するために必要な情報を収集し、災害対策本部に報告する。</p>
風	- 112	<p>第15章 都市機能等応急対策  第5節 下水道施設の応急対策  3 応急対策  雨水<del>柵</del>、管きよ、雨水調整池等の排水施設にある障害物を除去し、排水機能の回復を行う。  また、調整池のポンプ施設等の送水機能の確保を図る。</p>	<p>第15章 都市機能等応急対策  第5節 下水道施設の応急対策  3 応急対策  雨水<del>柵</del>、管きよ、雨水調整池等の排水施設にある障害物を除去し、排水機能の回復を行う。  また、雨水のマンホールポンプや雨水調整池のポンプ施設等の送水機能の確保を図る。</p>
風	- 116	<p>第15章 都市機能等応急対策  第7節 東日本旅客鉄道(株)の応急対策  2 災害時の活動体制  (2) 情報連絡体制  &lt;略&gt;  ウ 市、防災関係機関との連絡  (ア) 市及び防災関係機関との連絡は、一般電話回線、衛星電話、PHS、防災無線等を用いて、交通の停止又は途絶が解消されるまで状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有に努め、また、通信が途絶した場合等は、連絡要員を市災害対策本部に派遣する。</p>	<p>第15章 都市機能等応急対策  第7節 東日本旅客鉄道(株)の応急対策  2 災害時の活動体制  (2) 情報連絡体制  &lt;略&gt;  ウ 市、防災関係機関との連絡  (ア) 市及び防災関係機関との連絡は、一般電話回線、衛星電話、防災無線等を用いて、交通の停止又は途絶が解消されるまで状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有に努め、また、通信が途絶した場合等は、連絡要員を市災害対策本部に派遣する。</p>

編		頁	変更前	(案) 変更後
風	-	119	第15章 都市機能等応急対策 第8節 小田急電鉄(株)の応急対策 2 災害時の活動体制 (1) 組織体制 ア 災害対策本部の設置 <略> (ウ) 本社と現地の連絡は、運輸指令所が中継する。 (2) 情報連絡体制 ア 社内における体制 (ア) 運輸指令所で情報を集約する。 (イ) 駅と運輸指令所間の連絡は専用電話を用いる。	第15章 都市機能等応急対策 第8節 小田急電鉄(株)の応急対策 2 災害時の活動体制 (1) 組織体制 ア 災害対策本部の設置 <略> (ウ) 本社と現地の連絡は、運輸司令所が中継する。 (2) 情報連絡体制 ア 社内における体制 (ア) 運輸司令所で情報を集約する。 (イ) 駅と運輸司令所間の連絡は専用電話を用いる。
風	-	119	第15章 都市機能等応急対策 第8節 小田急電鉄(株)の応急対策 2 災害時の活動体制 (2) 情報連絡体制 <略> ウ 市、防災関係機関 (ア) 市、防災関係機関との連絡は、一般電話回線、衛星電話、PHS、防災無線等を用いて、交通の停止又は途絶が解消されるまで状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有に努める。	第15章 都市機能等応急対策 第8節 小田急電鉄(株)の応急対策 2 災害時の活動体制 (2) 情報連絡体制 <略> ウ 市、防災関係機関 (ア) 市、防災関係機関との連絡は、一般電話回線、衛星電話、携帯電話、防災無線等を用いて、交通の停止又は途絶が解消されるまで状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有に努める。
風	-	121	第15章 都市機能等応急対策 第9節 京王電鉄(株)の応急対策 2 災害時の活動体制 (2) 情報連絡体制 <略> ウ 市、防災関係機関 (ア) 市、防災関係機関との連絡は、一般電話回線、衛星電話、PHS、防災無線等を用いて、交通の停止又は途絶が解消されるまで状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有に努める。	第15章 都市機能等応急対策 第9節 京王電鉄(株)の応急対策 2 災害時の活動体制 (2) 情報連絡体制 <略> ウ 市、防災関係機関 (ア) 市、防災関係機関との連絡は、一般電話回線、衛星電話、防災無線等を用いて、交通の停止又は途絶が解消されるまで状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有に努める。

編		頁	変更前	(案) 変更後
風	-	125 126	<p>第16章 文教・保育対策 第1章 文教対策 4 災害対応 (1) 教育局の災害対応 ア 災害時における学校及び教育機関が行う児童・生徒及び施設利用者等の安全確保、<u>応急教育などの防災対策について、指導・助言、情報提供を行う。</u> &lt;略&gt; (2) 学校の災害対応 災害時の対応は次のように行うが、具体的な対応は<u>学校防災計画(学校安全の手引き、風水害・大雪災害編)</u>による。 &lt;略&gt; (4) その他 避難所となる学校における情報伝達手段として、地域防災無線、<u>PHS</u>を活用する。</p>	<p>第16章 文教・保育対策 第1章 文教対策 4 災害対応 (1) 教育局の災害対応 ア 災害時における学校及び教育機関が行う児童・生徒及び施設利用者等の安全確保、<u>正常な学校教育活動が実施されるまでの間の</u>応急教育などについて、指導・助言、情報提供を行う。 &lt;略&gt; (2) 学校の災害対応 災害時の対応は次のように行うが、具体的な対応は<u>学校防災計画(学校安全計画)及び学校安全の手引(風水害・大雪災害編)</u>による。 &lt;略&gt; (4) その他 避難所となる学校における情報伝達手段として、<u>デジタル</u>地域防災無線、<u>災害時優先携帯電話</u>を活用する。</p>
風	-	126	<p>第16章 文教・保育対策 第1章 文教対策 6 文化財 (1) 文化財が被災した場合に、所有者又は管理者は、教育局に被災状況を報告する。 (2) 教育局は、前号の報告を受けた場合、<u>被災文化財の被害拡大を防止するための応急措置を実施するよう所有者又は管理者に対し指示する。</u>また、指定等の区分に応じ、文化庁あるいは県教育委員会に文化財の被災状況を報告する。</p>	<p>第16章 文教・保育対策 第1章 文教対策 6 文化財 (1) 文化財が被災した場合に、所有者又は管理者は、教育局に被災状況<u>等</u>を報告する。 (2) 教育局は、前号の報告を受けた場合、<u>被災状況を確認するとともに被災文化財の被害拡大を防止するための必要な措置を実施するよう所有者又は管理者に対し勧告する。</u>また、指定等の区分に応じ、文化庁あるいは県教育委員会に文化財の被災状況を報告する。</p>

編		頁	変更前	(案) 変更後
風	-	136	第2款 災害復旧・復興計画 第2章 被災者への生活支援 第1節 罹災証明書等の発行 4 罹災証明書等の発行 (2)申請及び発行窓口 罹災証明書、罹災届出証明書の申請及び発行の窓口は、区役所、まちづくりセンター(橋本まちづくりセンター、本庁地域まちづくりセンター、大野南まちづくりセンターを除く)とする。なお、火災による罹災証明書の発行は、各消防署・分署等で行う。	第2款 災害復旧・復興計画 第2章 被災者への生活支援 第1節 罹災証明書等の発行 4 罹災証明書等の発行 (2)申請及び発行窓口 罹災証明書、罹災届出証明書の申請及び発行の窓口は、区役所、まちづくりセンター(橋本まちづくりセンター、本庁地域まちづくりセンター、大野南まちづくりセンターを除く)、出張所とする。なお、火災による罹災証明書の発行は、各消防署・分署等で行う。
風	-	142	<新規>	第2章 被災者への生活支援 第5節 宅地内堆積土砂混じりがれき対策 1 基本方針 被災者の生活再建に著しい支障を及ぼしている民有宅地内に流入した土石、竹木等(以下、「宅地内堆積土砂混じりがれき」という。)について、宅地所有者が自力で撤去が困難な場合、または道路への二次災害など公益上の支障を及ぼすおそれがある場合、災害救助法に基づき市長が撤去を行う。

編	頁	変更前	変更後 (案)																							
風	- 142	<新規>	<p>第2章 被災者への生活支援 第5節 宅地内堆積土砂混じりがれき対策 2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="1220 379 2078 855"> <thead> <tr> <th></th> <th>担当部署</th> <th>時期</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市担当</td> <td rowspan="2">都市建設局（下水道部）</td> <td>●</td> <td>宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去に係る申請会場確保等の事前準備に関する事。</td> </tr> <tr> <td>▲</td> <td>宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去に関する事。</td> </tr> <tr> <td>財政局（財政部）</td> <td>●</td> <td>宅地内堆積土砂混じりがれきの仮置場の確保に関する事。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>環境経済局（資源循環部）</td> <td>▲</td> <td>撤去した廃棄物の処分に関する事。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">関係機関</td> <td>（一社）相模原市建設業協会</td> <td rowspan="3">-</td> <td rowspan="3">宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去への協力に関する事。</td> </tr> <tr> <td>相模原造園協同組合</td> </tr> <tr> <td>相模原市津久井地区建設業連絡協議会</td> </tr> </tbody> </table>		担当部署	時期	項目	市担当	都市建設局（下水道部）	●	宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去に係る申請会場確保等の事前準備に関する事。	▲	宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去に関する事。	財政局（財政部）	●	宅地内堆積土砂混じりがれきの仮置場の確保に関する事。		環境経済局（資源循環部）	▲	撤去した廃棄物の処分に関する事。	関係機関	（一社）相模原市建設業協会	-	宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去への協力に関する事。	相模原造園協同組合	相模原市津久井地区建設業連絡協議会
	担当部署	時期	項目																							
市担当	都市建設局（下水道部）	●	宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去に係る申請会場確保等の事前準備に関する事。																							
		▲	宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去に関する事。																							
	財政局（財政部）	●	宅地内堆積土砂混じりがれきの仮置場の確保に関する事。																							
	環境経済局（資源循環部）	▲	撤去した廃棄物の処分に関する事。																							
関係機関	（一社）相模原市建設業協会	-	宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去への協力に関する事。																							
	相模原造園協同組合																									
	相模原市津久井地区建設業連絡協議会																									
風	- 142	<新規>	<p>第2章 被災者への生活支援 第5節 宅地内堆積土砂混じりがれき対策 3 宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去 (1) 宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去を行う場合 ア 原則 災害により、土石流等を原因として流れ出した流木や岩石が混じった土砂等が堆積している地区については、原則として、宅地所有者等において撤去する。 イ 市が行う場合 市災害対策本部で把握した被災地区の被災状況や、防災関係機関の意見及び周囲の状況等を考慮した上で、1基本方針にしたがい市が撤去する。 (2) 実施機関 宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去は、都市建設局が行う。</p>																							

編		頁	変更前	変更後 (案)
風	-	142	<新規>	<p>(3) 宅地内堆積土砂混じりがれき撤去の実施  撤去にあたっては、被災状況に応じてその都度実施要綱を作成し、その要綱に基づき法面崩落等の二次被害に遭わないよう、関係機関と連携しながら、作業員等の安全を十分に確保した上で実施する。</p> <p>ア 広報  宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去申請に関する情報は、広報紙、防災メール等により周知する。</p> <p>イ 私有宅地等の所有者による申請  宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去を希望する者は、撤去申請書により申請を行う。</p> <p>ウ 職員による現地確認及び審査  申請書受付後、撤去対象の私有宅地の詳細な被害状況を把握するために、職員による現地確認を行い、把握した被害状況等をもとに申請内容の審査を行う。</p> <p>エ 撤去の実施  宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去を行うこととした場合は、関係機関と連携して撤去を実施する。</p>

編		頁	変更前	(案) 変更後
風	-	143	<新規>	<p>第2章 被災者への生活支援  第5節 宅地内堆積土砂混じりがれき対策  4 仮置場の確保  財政局は、撤去した宅地内堆積土砂混じりがれきの仮置場を、  (総則・予防計画編第2款「第5章応急対策への備え」予 74  参照)に基づき、迅速に確保する。</p> <p>5 撤去した廃棄物の処分  環境経済局は、撤去した宅地内堆積土砂混じりがれきを、  (「第10章 清掃対策」風 90参照)に基づき、迅速に処分  する。</p> <p>6 ボランティアとの連携  宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去に当たっては、災害ボラン  ティアセンターと連携して事業の速やかな実施に努める。</p>
風	-	144	<p>第3章 災害復興計画  第1節 災害復興体制の確立  1 基本方針  大規模な災害により市内に甚大な被害が発生した場合、被災地  域を防災性の高い快適で活力あるまちとして復興するために、市  街地及び都市基盤施設の復興を行うとともに、生活再建及び地域  経済の復興支援が必要である。  そのために、迅速に災害復興体制を確立して被災状況調査を行  い、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55  号)に基づき、復興計画を策定する。  &lt;新規&gt;</p>	<p>第3章 災害復興計画  第1節 災害復興体制の確立  1 基本方針  大規模な災害により市内に甚大な被害が発生した場合、被災地  域を防災性の高い快適で活力あるまちとして復興するために、市  街地及び都市基盤施設の復興を行うとともに、生活再建及び地域  経済の復興支援が必要である。  そのために、迅速に災害復興体制を確立して被災状況調査を行  い、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55  号)に基づき、復興計画を策定する。  なお、復興体制の確立及び復興計画の策定にあたっては、『災  害復興計画策定マニュアル』に基づき行うものとする。</p>

編		頁	変更前	変更後 (案)
風	-	144 145	<p>第3章 災害復興計画 第1節 災害復興体制の確立 4 復興計画の策定 &lt; 略 &gt; <u>また、復興計画の策定に際しては、県及び近隣自治体等と広域的な連携を図るものとする。</u> (1) 復興計画の策定 &lt; 略 &gt; (2) 計画策定のプロセス <u>市は、復興に係る総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、災害復興本部を設置する。</u> <u>災害復興本部は市災害対策本部の構成員を中心とした組織とし、災害復興本部各部の連絡調整は、市長公室が担当する。</u> <u>復興計画策定においては、市長公室が全庁的な調整を行い、そのうち復興整備事業については都市建設局が取りまとめる。また関係各局はその他復興に必要な個別具体的な事業を担当する。</u> &lt; 略 &gt;</p>	<p>第3章 災害復興計画 第1節 災害復興体制の確立 4 復興計画の策定 &lt; 略 &gt; <u>市は、復興に係る総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、災害復興本部を設置する。</u> <u>災害復興本部は市災害対策本部の構成員を中心とした組織とし、災害復興本部各部の連絡調整は、市長公室が担当する。</u> <u>復興計画策定においては、市長公室が全庁的な調整を行い、そのうち復興整備事業については都市建設局が取りまとめる。また関係各局はその他復興に必要な個別具体的な事業を担当する。なお、特定被災市とならない場合であっても、被害の影響、態様、その他の状況から、市民の生活再建や地域経済の復興など、被災地域の円滑、迅速な復興支援が必要な場合もあることから、「相模原市災害復興計画策定マニュアル」を活用し、関係各局の役割に基づき復興事業を担当する。</u> (1) 復興計画の策定 &lt; 略 &gt; (2) 計画策定のプロセス <u>復興計画の策定に際しては、県及び近隣自治体等と広域的な連携を図るものとする。</u> &lt; 略 &gt;</p>
風	-	152	<p>第3款 特殊災害対策計画 第2章 鉄道災害対策 6 警察の対策活動 (1) 警察は、災害の状況に応じて県災害警備本部、警察署災害警備本部等を設置し、必要な措置を講じる。</p>	<p>第3款 特殊災害対策計画 第2章 鉄道災害対策 6 警察の対策活動 (1) 警察は、災害の状況に応じて県災害警備本部、<u>警察署長を長とする</u>警察署災害警備本部等を設置し、必要な措置を講じる。</p>

編		頁	変更前	(案) 変更後
風	-	157	第4章 航空災害対策 3 災害情報の収集・連絡 <略> <図>	第4章 航空災害対策 3 災害情報の収集・連絡 <略> <u>図内の「南関東防衛局」と「自衛隊」の間に相互の矢印( )を追加</u>
風	-	159	第5章 危険物等災害対策 第1節 危険物等応急対策 2 実施主体 <担当部署> 消防局、消防団 <項目> 情報伝達、消防活動等に関する事。  <担当部署> 本部事務局、区本部事務局 <項目> 情報伝達に関する事。  <担当部署> 神奈川県 <項目> <u>高圧ガス・火薬類・毒物劇物施設等の災害防止対策</u> に関する事。	第5章 危険物等災害対策 第1節 危険物等応急対策 2 実施主体 <担当部署> 消防局、消防団 <項目> <u>危険物施設の</u> 情報伝達、消防活動等に関する事。  <担当部署> 本部事務局、区本部事務局 <項目> <u>危険物施設の</u> 情報伝達に関する事。  <担当部署> 神奈川県 <項目> 毒物劇物施設等の <u>情報伝達</u> に関する事。

編		頁	変更前	変更後 (案)
風	-	160 161	<p>第5章 危険物等災害対策 第1節 危険物等応急対策 5 高圧ガス対策 高圧ガスによる災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、事業者、市、警察署、<u>県</u>等は、対策本部を設置するなどして、必要な措置を講ずる。</p> <p>(1) 事業者 ア 必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移動し、又は安全に放出し、この作業に必要な作業員の他は待避させる等の安全措置をとるとともに、<u>事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、警察署及び消防署にへ直ちに通報する。</u></p> <p>&lt;略&gt; (2) 消防局、消防団 ア 事業所に対し、必要に応じた保安措置等について指導する。 イ <u>高圧ガス</u>施設の破損等に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連携を密にして、消防活動を実施する。 ウ 警戒区域を設定し、<u>高圧ガス</u>施設の周辺の市民の避難誘導、広報、その他必要な措置を講ずる。 エ 負傷者の救出・救助活動及び救急活動を実施する。 オ <u>高圧ガス</u>施設の責任者に対して、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示する。 カ 警察署と協力して、交通遮断、避難誘導、広報活動等の必要な措置をとる。</p>	<p>第5章 危険物等災害対策 第1節 危険物等応急対策 5 高圧ガス対策 高圧ガスによる災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、事業者、市、警察署等は、対策本部を設置するなどして、必要な措置を講ずる。</p> <p>(1) 事業者 ア 必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移動し、又は安全に放出し、この作業に必要な作業員の他は待避させる等の安全措置をとるとともに、警察署及び消防署へ直ちに通報する。 &lt;略&gt; (2) 消防局、消防団 ア 事業所に対し、必要に応じた保安措置等について指導する。 イ 施設の破損等に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連携を密にして、消防活動を実施する。 ウ 警戒区域を設定し、施設の周辺の市民の避難誘導、広報、その他必要な措置を講ずる。 エ 負傷者の救出・救助活動及び救急活動を実施する。 オ 施設の責任者に対して、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示する。 カ 警察署と協力して、交通遮断、避難誘導、広報活動等の必要な措置をとる。</p>

編		頁	変更前	変更後 (案)
風	-	165	<p>第5章 危険物等災害対策 第2節 放射性物質災害対策 4 応急対策活動 (3) 警察の措置 警察は、災害の状況に応じて県災害警備本部、警察署災害警備本部等を設置し、関係機関と連携して、次の応急対策を実施する。</p> <p><u>ア 周辺住民等の屋内退避、避難誘導その他の防護活動</u> <u>イ 犯罪の予防等社会秩序の維持活動</u> <u>ウ 緊急輸送のための交通確保</u> <u>エ 周辺住民等への情報伝達</u> <u>オ 搬送中の事故時における負傷者の救出・救助活動</u> <u>カ その他必要な措置</u></p>	<p>第5章 危険物等災害対策 第2節 放射性物質災害対策 4 応急対策活動 (3) 警察の措置 警察は、災害の状況に応じて県災害警備本部、<u>警察署長を長とする</u>警察署災害警備本部等を設置し、関係機関と連携して、次の応急対策を実施する。</p> <p><u>ア 周辺住民等への情報伝達</u> <u>イ 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け</u> <u>ウ 交通の規制及び緊急輸送の支援</u> <u>エ 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持</u> <u>オ その他必要な措置</u></p>
風	-	166	<p>第5章 危険物等災害対策 第2節 放射性物質災害対策 <u>&lt;新規&gt;</u></p>	<p>第5章 危険物等災害対策 第2節 放射性物質災害対策 <u>5 傷病者等の受入れ</u> (1) 体制 県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力災害時に専門的医療等を提供する「<u>神奈川県原子力災害拠点病院</u>」を指定している。</p> <p>原子力災害拠点病院は、原子力災害時においては、傷病者を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。また、平時においては、放射線医学に関する教育・研修・訓練を行う。</p> <p>(2) 市内の指定医療機関 <u>&lt;医療機関名&gt; 学校法人北里研究所北里大学病院</u> <u>&lt;所在地&gt; 南区北里1-15-1</u></p>

編		頁	変更前	(案) 変更後
風	-	166 167	第5章 危険物等災害対策 第2節 放射性物質災害対策 <u>5</u> 広報活動 <略>  <u>6</u> 測定体制の強化 <略>  <u>7</u> 災害復旧 <略>	第5章 危険物等災害対策 第2節 放射性物質災害対策 <u>6</u> 広報活動 <略>  <u>7</u> 測定体制の強化 <略>  <u>8</u> 災害復旧 <略>
風	-	173	第6章 雪害対策 8 警察署の対策活動 (1) 活動体制 警察署は、災害の状況に応じて警備本部等を設置し、必要な措置を講じる。	第6章 雪害対策 8 警察署の対策活動 (1) 活動体制 警察署は、災害の状況に応じて <b>警察署長を長とする警察署災害</b> 警備本部等を設置し、 <b>関係機関と連携して</b> 必要な措置を講じる。
風	-	176	第7章 林野火災対策 6 警察署の対策活動 (1) 活動体制 警察署は、災害の状況に応じて警備本部等を設置し、必要な措置を講じる。	第7章 林野火災対策 6 警察署の対策活動 (1) 活動体制 警察署は、災害の状況に応じて <b>警察署長を長とする警察署災害</b> 警備本部等を設置し、 <b>関係機関と連携して</b> 必要な措置を講じる。